)
唐	曼 赵 帝 去
一一三生 光年 ラノーニ・ラン (-
-	一条母系)

	(傍線部分は改正部分)

抑制剤その他の薬防除に用いられる 第二条 第 るも 項 薬 能の増進又は 12 剤 規定する肥料を除く。 0) 肥肥 のうち 料取 抑制に用 締 政 今で定 法 (昭和二十五年法 んめるも いら れる成長促 をいう。 のを含 律 第百二十 進 剤、 及 発び 七芽農

2 (略)

3 ものをいう。効成分及びその のをいう。 0) 法 律に お 製 いて 造 0 「農薬 結果残 ~原体」 存する有 は、 効 成 農 分以 薬 0 外 原 0) 料 成 で 分 あ から 0 7 成 る 有

4 (略)

(削る)

(削る)

第 章 登録

薬の登 録

第三条 水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農業動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人はを受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は 水産大臣及び環境大臣が指定する農薬 を製造し若しくは加 製造者又は 輸入者 工し、 は、 農薬につ 又は輸; 入する場合、 1 て、 、人畜ルスは輸 定農薬」という
大は輸入しては
大部及び水産 第 三十 匹 条第

の他の薬剤をいう。生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及 令で定めるものを含む。)及び農 発芽抑制 制物

剤等

その

2 略

(新設)

4 3

含む。 \mathcal{O} 成 この 分である物質 法律 が農作 に お 物 1 等 7 (そ 又は 0 残 物質 土 留 壌 性 12 が 残留 化 لح 一学的に は、 する性質をい 農 変化し 薬 0 使 て生成 用 う。 に 伴 11 た そ 物 0 質 農 を

公 定 規 格

第 要な事 こと 条の三 が き有効成分の量 かできる。 農 林 水産 7 0) 規格 大臣 含有を許される有害成分の最大量その は (以 下 農 薬に 「公定規格」 0 き その という。 種 類ごとに を定める 他含化有

2 とするときは、 なければならない。 林水産大臣は、 その期 公定規格を設定し、 日 0 少くとも三十日前までに 変 更 į 又は廃 これ 止 しよう を 公告

新設

農薬の登録

水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定舞動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、よを受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産 を製造し若しくは加工し、 又は輸入する場合、 作物等、人畜み上し、又は輸入農林水産大阪 「特定農 第 のとして農 として農林 大畜及び水産 大臣の登録 薬 +五. 」という 条 0

省令で定める場合は、このによる表示のあるものを輸の登録に係る農薬で同条第 この限りでない。のを輸入する場合その同条第六項において準 の準 他用 農す 林る 水第 產十 省六 - 令 条 · 0

2 料第四提項 験成 林 前 1項の審査 いう。 水 の登 産省令で定める基準に 績 出の のうち して、これ その 查 は \mathcal{O} \mathcal{O} 農林水産 ために必 他 申 その \mathcal{O} 請 をしなければならない。このに必要なものとして農林水産 は、 品 質に 信頼性を確保するために 次に 省令で定め 関 従 掲げ す る試 って行わ る事項 つるも 験成 れ 績 を \mathcal{O} る試 記 。 以 を 記 載 験(以 必 下 載 L 省令です 要なも じた 場 た 一合に 特 申 下 定 書 請 定め 0 試 お 類 書 とし いて 基 験 そ 及 進 成 て績 谪

合試 第十二号を除る(法人の)という。) 場 合に によるものでなけ 以 代い。 表 者 \mathcal{O} 氏 名。

の成分との別にその各成農薬の種類、名称、物理は 種類、名: その各成分の種類及び含有濃度称、物理的化学的性状並びに有以下同じ。)及び住所以下同じ。)及び住所はよるものでなければならないによるものでなければならない 度 有 (第 効 成 +分 ع 号そ にの

以下同じ。)及び使用方法
いられる薬剤にあっては、適用農作
掲げる事項を除く。) 作物等 生理機 の能 範の囲増 及 進 び又 使は 用抑 目制 的に 用

十九八七四 5 六 (略)

事項

農薬の製造場の名称及農薬の貯蔵上又は使用 び上 所の 在地意

包装の 販 の種類及び材質並びにその内容量売しようとする農薬については、 そ 0) 販

分の 種 類 及 び 含 有 濃 度

名 称) 及び出行でで、農薬原体を製造する者の氏名農薬原体を製造する者の氏名 及び 住 所 並び は製造工程のに農薬原体 体 (法人 0 製造場 の場 \mathcal{O} 合に 名称及び あっ 7 所 は、 在 地

3 現 に 薬 原 同 登 項 録 体 又 \mathcal{O} は 主 申 要 第 請 な を す んる者 四 条第 は 項 当 該 0 申 登 録 請 を に 受け 係 る 農 7 薬 1 0 る 農 農 薬 薬

> 環境省令で定める場合は、この限りでない。規定による表示のあるものを輸入する場合その第一項の登録に係る農薬で同条第六項において 他準 農用す 水る 産第 省七 令条

> > Ø

2 薬 前 害 項 登録 本毒 性及 申 請 出び して、残留性 は、 性に 次 関 \mathcal{O} 事 する試験 項 記 成 載 がばならない 脱績を記載し た申 請 L 書 た 農 書 類 薬 並 \mathcal{O} 薬 び に効

薬

 \mathcal{O}

見

を 提

これ

をし

なけ

れ

以下五 つて は その 名 称 及 び 代 表 者 \mathcal{O} 氏 名

他 他の成分との別にその各成分以下同じ。)及び住所以下同じ。)及び住所は名。 分の化 種 類的 及 性 び 状 含有 並 び 量 に 有 効 成 分 と そ 0

以下同じ。)及び使いられる薬剤にあっ 適 物 用 等 農 \mathcal{O} 作 生 物理 等 機 の能 範の 囲 増 進又は 及び 使 用 抑 目制 的に田

製造場の名称及び町貯蔵上又は使用上の 項

所の 在注 地意

(略)

売

に

係

る

容

器

又

は

(新設) 類及び材質並びにその(新設) の内容量 量 0) 販 売 係 る 容器 又 は 包 装 0

種

の原

3 水産 農新 林 消 水 費安全 産 大 臣 技 は 術 セ 前 ン 項 タ \mathcal{O}] 申 請 以 を 受 下 け セ タ き] は لح 独 V) 7 う 行 政 法 人

を除き、第一項の登録の申請に係る農薬を登録し、9 農林水産大臣は、次条第一項の規定により登録を 8 (略) (略) (削る)	る。 第四項の審査の実施に関して必要な事項は、農林先して行うように努めるものとする。 申請に係る農薬についての第四項の審査を、他の申請に係る農薬についての第四項の審査を、他の	る也の農薬と比較して寺こ安全生が高いものと思めるときは に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類 防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制におい 勝林水産大臣は、第一項の登録の申請に係る農薬が、病害 (以下「センター」という。)に、前項の審査に関する業務	5 農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消費安全技科学的知見に基づき、第二項の申請書及び資料に基づき、第二項の申請書及び資料に基づき、第二項の申請書及び資料に基づき、第二項の登録の申請を受けたとき	き資料の一部を省略することができる。	農林水産省令で定めるところにより、前項の規定に農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等で
かつ、次に掲 「「お設) 「には、農林水産大臣は、これについて、第三項の検査を省略する」 「ことができる。」 「ことができる。」 「ことができる。」 「ことができる。」 「には、農林水産大臣は、これについて、第三項の検査を省略する	では、農林水産省令で定める。 「では、農林水産省令で定める。 「では、農林水産省令で定める。 「では、農林水産省令で定める。 「では、農林水産省令で定める。	似て虫の	全技術センター (新設) 指づく当該申請 基づく当該申請 ときは、最新の (新設)	世界の名称及び所在地 一登録での名称及び所在地 一登録の有効期間 一登録の有効期間 一では、「水質汚濁性農薬」という文字 では、「水質汚濁性農薬」という文字 では、「水質汚濁性農薬」という文字 一数録番号及び登録年月日 一製造者又は輸入者の氏名及び住所 本製造者の名称及び所在地	より提出すべ る場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記するときに 薬の見本について検査をさせ 次条第一項の規定による指示をす

げる事項を記 載した登録 票を交付 L なけ れ ば な 5 な

- 登録番号及び登録年月日
- 第二項第一 一号 第三号 第八 号及び 第 + 号に 掲 げ る 事 項
- 当 す を する農薬にあっては、 水質汚濁 いう。 性農薬 第 十六条第五号及び第二十条にお (第二十六 「水質汚濁性農薬」 条第 一項に 規定 という文字 V する水質 て同じ。 汚 濁 に 性 該農

兀 製造者又は輸 入者の 氏 名及び住所

0 拒 否

第四条 け れ ば かに該当すると認めるときは、 ならない。 農林水産大臣 は、 前 条第四 項 同条第 0) 審 查 の結 項 果、 0 登 録 次 の各 を 拒 否し 号 Ď な 1

- 出 さ れ た書 類 0 記載事項に虚偽の事実があるとき。
- 特定試験成績が基準 適合試験によるものでな いとき。
- 四三 い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請 当該農薬の薬効がないと認められるとき 書の 記 載 に 従

六 五 (略)

七 それがあるとき。 物等 該農薬の成分 い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る前条第二項第三号に掲げる事項についての申 て生産される畜産 い当該農薬を使用する場合に、 当該農薬の成分の残留の程度からみて、 の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。 培される農作 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従 又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産 次号において同じ。 (その 物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供 物の 成分が化学的に変化して生成したもの 利用が原因となって人に *(*) 残留の程度からみて その使用に係る農地等 に係る農作 当該農地等に 請 被害を生ずるお 書 当該 物等 0 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 記 において 土 農 載 壊へ 作を含 の当従

五.

記 載事項の訂 正又は品 質改良 0 指

第三条 ず 良すべきことを指示することができる。 請者に n かに該当する場合は、 対 農林水産大臣は、 し申請 書の 記 載 事 前 項 同 条第三項の を訂 項の 正し 規定による登録を保留 検査 又は当該農薬 の結 果、 次 \mathcal{O} 0 して、 各 品 質を改 号 0) 申い

申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。

新設

(新設)

農薬を使用する場合に農作 前条第二項第三号の事項についての 物等に害が あるとき。 申 - 請書の記載 に 従 1

(略)

農薬を使用する場合に、当該農薬が前条第二項第三号の事項について 被害を生ずるおそれがあるとき。 残留性の程度からみて、 かつ、 その汚染に係る農作物等の その使用 に係る農作物等の汚染が 利用が原因となつて人畜 有 0 申請書の記載に する農作物等に 従 0 V 11 生じ て 当 の該

`性 'の 農薬を使用する場合に、 て人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。 前条第二項第三号の事項についての 程度からみて、 その汚染により汚染される農作物等 その使用に係る農地等の 当該農薬が有する土壌に 申請書の の利用が原因とな 土壌の汚染が生じ 記 載 0 に V て 従 0 11 残 当 該

当

該

三号に掲 その毒性の 使用に伴うと認 れるとした場合に、その の被害が著しいものとなるおそれがあるとき。 げる事 類 相当日 \mathcal{O} 項 薬 めら 数に れる水産 わたる持続性 申 「動植物の被害 動 請 動植物に からみて、 の及 記 状 対 する毒 にの 発生ン、多くの場令、 ・毒性の強さ及び ・般的に使用

おいて同じ。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係るより、第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第二十六条とされるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められるとした場合に、多くの相当の普及状態の下に前条第二項の当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項の るとき。 同じ。) (その汚濁 の利 により汚染される水産動植物を含む。 用 が 7.原因 となって 人畜 に被 害を生ずるおそ

(削る)

害 前 を 各 及ぼ す 掲 かそれれ げ るも が 0 あ \mathcal{O} る場合として ほ か、 農 作 物 農 等、 林 水 産 畜 省 又 令 は 水 産 環 境 動 省 植

2 (削る) かどうか 前 項 第六号から第九号までのいずれかに掲げる場 の基 準 は、 環境 光田が 定めて告 示する。 合 に 該 当 「する

定

め

る場

合

該 当

するとき

用に伴うと認められ るとした場合に、その 第三号の事項について 被害が著しいものとなるおそれ 毒性の相当日数にわたる持 当該 の事 項の農 る水産 \mathcal{O} 動 続性からみ 相 植 物の があるとき。 記 被害が 対 って、 なする毒 状態 従 が発生し、かつ、その、多くの場合、そのはる毒性の強さ及びその従い一般的に使用され態のもとに前条第二項 の使のれ項

れがあるとき。おいて同じ。) いて同じ。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の二にお共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)るとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用され第三時の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用され その汚濁により汚染される水産動植いて同じ。)の水質の汚濁が生じ、 0) 利 用 が 原 因 となって 植物を含む。 人畜には 被害を生ずる 第 十二条 の二に お

当該農薬の 認め るとき。 \mathcal{O} 薬効 が 著 L < 劣 ŋ 薬と L 7 0 使 用 価 値 が

とき。 合して 公定規格が定められ いる当該 が 公定規格に適合せず、 種 類 の他の農薬 ている種 0 類 か 流に属. 薬効に比し つ、 その する農薬に 薬効が て劣るもの 公定規 0 いて は、 であ 格 に る適

新設

2 3 かどうかの基準は、 前項第四号から第七号までのいずれ 筃 項 月 以内にその 規 定による指 指 環境 示 示を受け 大臣が定めて告示す 基づき申 た者が 請 書の か その . 掲 記 載事 る。 ?げる場合 指 項 示 を受け \mathcal{O} 訂 に 正 該 又 た 当 は 日 す 品 る

改

良

を

な

ときは

次

条第 水産

項

規

定に

より

異

議 録

の申 0

出 請

る場合を除

き

農

林

大臣

は 0

その

者

0

登

申

を が な

V

(削る)

却下する。

議 申 <u>出</u>

第 兀 よる指 条 異 第 示に不服 \mathcal{O} 一条第 があ 項 るときは、 0 登 録 を 申 そ 請 0 L た者 指 示を受けた日 は 前 条 第 ことができる。 項 0 規 定

認めたときは 請者にその旨を通 た日から二箇月以内にこれについて決定をし、 に登録票を交付 林水 産 大臣 すみやか は 知 しなけ その申 前 項 に当該農薬を登 0 出 申 れ を正 ば 出 ならない。 を受けたときは、 当でない 録 と認めたときは当該 Ļ その か そ 申 0 出 申 当 該 を 出 正当と を受け 申 請 申 者

2

農

林

水産

大臣に書面をもつて異議を申

L

出ることが

3 訂正又は品質の改良をし 録の申請を却下する。 内に前条第一 議 申出をした者 項の規定による指示に基づいて書 が な 前 V ときは、 項 後 段の 通知 農林水産大臣は、 を受けた日 面 0 記 から その者 載 事 項 筃 0) の月

登 録 \mathcal{O} 有 効期 間)

削 る

五. 条 第 条第 項 0 登 録 0) 有効期間 は三年とする。

承

りその登録に係る農薬の製造若続人(相続人が二人以上ある場の全部又は一部を承継させるもは分割(その登録に係る農薬の製造 すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人りその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業を承継の全部又は一部を承継させるものに限る。)があつたときは、相の分割(その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業五条の二(第二条第一項の登録を受けた者について相続、合併又 農薬の製造若しくは加工若しくは輸入の事業を承継した法人は、若しくは合併により設立した法人又は分割によりその登録に係る 農薬の製造若しくは加工若しくは輸入の事業を承継 登録を受けた者の地位を承継する。

項 0 の地位を承継する。 登 を受けた者がその 登 一録に係 る農 薬の 製 造 若 2

の登録を受けた者がその

登録に係る農

薬の

製造

若

2

を受け

た者

受人 は 加 のは 工 又 その は 輸 登 入 録 0 を 事 0 た 全 者 部 \mathcal{O} 又 部 を 承 \mathcal{O} 譲 す 渡 L を た き は

3 の出業の業 いを 割継 した 並 でる者項 渡 者は、 部 事 録 し 業、の相 0 に 規 0 日 定 あ つき分 から二週 って 譲 書 続 より の場 替 渡 は、 交 ĺ 付 \mathcal{O} 合 割 間以 場 に () () 登 に により事業を承(一の農薬の制 合に 条 録 あ め内に、 票の 0 第 あ て) 交付) っては合併若しくはは相続後遅滞なく、 項 その 相の地 承製 登 承継し、又はま 設造若しくはお の旨を農林水充 を申請 録を受けた。 録 L なけ は水水事加産 日の地位を 一合併及び分割 工又は輸 大臣に届け 大臣に届け

4

録 を受け た者 0) 義

けかは農 主たる製造場に、輸入者に れ ば 水産省令で定めるところ 薬を製造し若 その写しをその ならない。 第三条第一項 でしくは加工し、又は 項の登録を受けた者 他 の 製 あ 造場又は により、 、り、登録票を、 又は輸入す っては、 は事務所に備え付はは主たる事務所に借 ・専 入する者 5 自 己 製造 を \mathcal{O} 除 使 備え付あ < け 用 て 0 置 た けっぱめ、当 か な

- 2 から第十号まで、などの第三条第一項の り 薬 原 じたときは、 るに から二週間以れ 合にあ 場 け 出 合 に つては、 一項の か あ 失し、 その つ、 って とする農 内に、 変更 は、 変更を生じた日 第十二号又は第十三 登 その 録 0) 薬 そ を受けた者 その理由を付し 書替 0 \mathcal{O} 製 変 交付 造 更 若しくは 後 を申 は、 0 (同号に 製造 は、 一号に 登録 同 請 してその旨 条第二 加 L 工 工又は 票 掲 掲 滞 な 程 なく、なければ、の記載 げる事 に げ 項 ょ る ば を農 載 輸 ŋ 事 第 農な事農林ら項林 入を 製 項 項 号、 造 12 に 水産い該 水 開 Z 変 変 産 更 更第 始 れ 当大した た農 を を四 生 生 号 2
- 5 4 第 項 0 登 を受け た者が その 登 録 に 係 る農 薬 0) 製 造 若

3

を

滅

又

汚損した者

遅

の旨

を

届

け

出

て、

その は

再

交付を申

請

L

な

け

れ

ば

な

5

な

大

臣

しく 受人 は 人は、 工 又 そ は \mathcal{O} 輸 登 入 0) を受け 事 0 た 全 者 又 部 を 承 \mathcal{O} 譲 す 渡 L を L と き

3

い。を受けた者に の出業 割継 並びに て、 0 した者 前二 事 譲 登録 渡 に事業の譲渡 一部にしの日 \mathcal{O} 規定 に あ いら二週間 により つては つき分 書替 の場合 渡 · 分 割 付 L の場 によ 間以 に 登 (一の農 条 録 合 あ り事 票の つて 内 に 第 に、その あ 事業を承) 交付) つては相続 項の の地 登 承継し、又は事業 製造若しくは加てい旨を農林水産な %後遅滞 を申請 合併若しくは を受けた者 なく、 L なけ 大臣 業 分割 れ 工 \mathcal{O} 不可能に ば 併地 又及位はびを な ら渡輸届 なし入け事 分承 は

4

の義

ければならない。かつ、その写しをそれは主たる製造場に、対しまれる。 六 農薬を製造し若しくは加条の第二条第二条第一項の登録 林水産省令で定めるところによ ばならな 録を受けた者 その写しをその他の製 工 を受けた者 立、又 造 あつては 場 らり、 又 は は輸入する者を除 登 録 主たる事務 事 専 務 ☆票を、 が所に備り 5 自 己 場所に備え付い 製造者にあ え \mathcal{O} 付 使 用 け て 0 置 た かけ、 つて は、 8 な

す 号 1に届け出、かつ、変更のた日から二週間以内に、 から 場 合 第十号までの事項中に変更を生じ に 第 あ 項の登 つて は 録 及更のあつた事で 内に、その理由な その を受 くけた者 書 交 付 は、 項がが 車 同 たときは、 登録票の記録 請 してその 条第二項 な け ご旨を農! れ 第 その変 載 ば 事 뭉 な 6 項 林 又 に 水 更 は な 該 産 を 第 当 大 生

3 その 登録票を滅 旨 を 届 け Ĺ 出 で、 又 は \mathcal{O} 汚 損した 再 交付 者 を 申 は 請 遅滞 L な け な れ ば 農 な 5 林 水 な 産 大 臣

5 第 項 0) 登 録 を受け た者が その 登録に 係 る農 薬 0 造

める額の手数料を納付しなければならない。6 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める。	第二項の審査の実施に関して必要な事項に優先して行うように努めるものとする	当該申請に係る農薬についての第二項の審査を、他の農薬のする他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるとき特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が	虫の防涂若しくは農作物等の生理幾能の増進若しくは印制におい 4 農林水産大臣は、第一項の規定による申請に係る農薬が、病害 を行わせることができる。 を行わせることができる。	に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとすの科学的知見に基づき、同項の申請書及び資料に基づく当該申農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、最	でなければならない。この場合において、特定試験成績は、基準適合試験による農林水産大臣に提出して、変更の登録を申請しなければなら	頁の番笙のためこ公要はものとして農林は崔省市で定める資料の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他、農林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録票及び農二項第三号又は第十一号に掲げる事項を変更しようとするとき		の清算人は、その解けた法人が解散した大臣に届け出なけれての廃
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	きる。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	育は、そり登录こ系るの登録) なければならない。	、その清算人は、その解散の日かを受けた法人が解散したときは、水産大臣に届け出なければならな廃止したときは、その廃止の日か

(再評価) (本さい。 (本さい。) (本され、当該指定に係る農薬の安全性その他の品質に関する試験によるものでなければならない。) (本さい。) (本さい。) (本さい。) (本さい。) (本され、当該指定に係る農薬の安全性その他の品質に関する試験によるものでなければならない。) (本さい。) (本さい。) (本さい。) (本さい。) (本さい) (本さい) (本さい) (本され、当該指定に係る農薬の安全性その他の品質に関する諸験によるものでなければならない。) (本さい) (本さい) (本さい) (本さい) (本さい) (本さい) (本さい) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (7 農林水産大臣は、次項の規定により変更の登録を拒否する場合 を除き、変更の登録をし、かつ、登録票を書き替えて交付しなければならない。 (削る)
新設)	2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、センスの第四条の規定を準用する。

6 5 を行わ 第四 林 項 せることが 水 0 産 大臣 審 査の は 実施 できる。 セ に ン 関 タ L 7 に 必 要 前 な 項 事 0 項 審 は 査 に 関 林 す る 水 業 産 務 省 令 0 で 部 定

7 再評価を受けようとする者は、農林水産大豆に、第三頃の提出める。

限 んめる額 までに、 評 価 を 受 0 手 同け 項 ようとす 料 \mathcal{O} 資料 を 納 · を提 える者 付 L なけ 出は、 す るととも れ 農 ば 林 ならな 水 産 大臣 に 実費 に を 勘 第 案 L 項 0 7 政 提 令 出

価 等 に 基 変 更 0 登 録 及 U 登 録 0 取 消

第 九 提 つき 出 又は 農 林 その 同 水 条第 産 大臣 登 七 録 を 項 は 取 0 ŋ 手 前 消 数 条第三 すことが 料 0 納 項 付 \mathcal{O} できる。 がなかっ 提 出 期限 たとき ま で に は 同 項 当 0 該 資 農 料 第 六

2 品 係 ず る第三条第二項第三号若しくは第十 質 林 れ 0) 水 確 産 かに該当 保に 大臣 は、は、 必 すると認めるときは、 要な限度において、 前 n 条 第 四 項 \hat{O} 審 査 当該農薬に 0 当該農薬の 結 号に 果、 · 掲 げ 第 2 兀 る事 安全 き 条 第 そ 性 項 を Ō そ 項 0 変 登 各 更録他 号

3 囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第一らの事態の発生を防止するため必要があるときは、は規定する事態が生ずると認められるに至った場合に 0) て第四 一号若 る登録 いる農薬 録 守 林 水産 しくは 条第 L て を 大臣 り消すことができる。 使用されるとした場合においてもなおそのが、その登録に係る第三条第二項第三号に L 項第四 第 は、 又はその 号に 1号から 前 項に規定する場合のほ 登録 掲げる事 第九号まで又は第十 跡を取り ·項を変更する登録をし、又はその登録に係る第三条第二項 を変更する 消 すことが か、 一号の で 現に きる。 その必要の範れがにいまれがにいまれがにいまれがにいまれがに !掲げる 登 録 を 伴っ 事 受 第 項け そ

4 登 及び 票を交付 を取 水産 ŋ 理 消 由 したときは、 大臣は、 L を なけ 二項 通 知 Ĺ 第三号又は第十 前三項の規定に れ ば なら 遅滞なく、 か つ、 な 変 更 当該処公 より 0) 뭉 登 に掲 録 変 の場の 更 げ \mathcal{O} 場合にあって 相手方には る事 登 録 項 を っに対 を 記 は、 į 載 又 L は そ登 た変

2

、条の三 権 12 よる適用病害虫 新 設 O) 範 井 等 0 変更の 登録及び 登録 0 取 消

(新設)

での各号の る第二 い必要があるときは、た場合において、これ 場合において、これらの事態の発生を防止するためての各号のいずれかに規定する事態が生ずると認められてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から てはその登録を取り その登録に係る第二 林水 第 産 三項第三号の 現に その ŋ 二条第二 \mathcal{O} 登録 消 事 すことが 必 項 へを遵 要 を受けてい 項 0 発生を防止するためやむ 守 第三号の 範 して できる。 囲 内に る農薬 使用されるとした場 お 事 項 11 て、 を変 更 当 から そ 入する 該農 れるに \mathcal{O} 第 をえな 薬に 登 七 号ま 合に係 至 0 つ

ならない。 おこ条第二条第二 を 可取り消 農林水 消したときは、星飛大臣は、軍 項 第三 号 か遅つ滞 頭の規 0 事 なく、 項 を記 変更 定に により 0) 当 載 |登録の場合にあつては変更| |該処分の相手方に対し、そ た登録 変 分のの 更の 票を交付しなけ 登 録 を Ļ 又は そ登 れ 後の録

5 水 査 産 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十三請求がされたときは、その審査請求がされたときは、その審査請求がされ大臣は、第一項から第三項までの規定によ

3

より不 不服審が大概を 補 正された 備 査 審 法 た日)から二月以内にこれについて裁決をしなけ を補正すべきことを命じた場合にあ を命じた場合にあっては、当該不法律第六十八号)第二十三条の規きは、その審査請求がされた日(から第三項までの規定による処分

条 水 質汚濁 農薬 0 指 定 等に 伴う 変 更 0 登

濁性農薬に該当し、又は該当しないこととなったもの + 登録を受けている農薬で、 性農薬の指 なく、その旨 農林水産-定があり、又はその 大臣 の変更の登録をしなければならない。 は、 第二十六条 その指定又は指 の指定の解除がある十六条第一項の規定 定 の解除に伴い のったとき 定 に ょ に り 0 は 水 が質汚る、選に、

2 農林水産 項を記 その旨を通知し、かつ、変更なく、当該農薬に係る第三条第 載し 大臣は、 た登録 前項の規定により変更の登録をし 票を交付しなければならない。 変更後の同条第九項第三条第一項の登録を受けて たと 号 7 る者に、 に 掲 げ

登 の失効

第

+ 登 一条 録 は、その効力を失う。 次の各号のいずれか カෘ に該当する場合に は 第三条 第 項

- とき。 登録に 係る第三条第二項 第二 号に掲 げ る事 項 に 変 更 を 生 じ た
- 造若しく 第三条 は第 加 項 工 したとき。の登録を受けた法人が解散した場合におっては輸入を廃止した旨を届け出たとき。一又は輸入を廃止した旨を届け出たとき。 薬 0) 製
- 第三条 の清算が 第 結 項 了 1 て、

録 票 0 返 納

第 十二条 登 録 を受け 次 の各号 た者 0 (前 1 ずれ 条第三号の か に該当する場合に 場 一合に. は、 清 算 は 人 第 は、 三条 遅 第 滞 な項 第

から二月以内にこれについて裁決をしすべきことを命じた場合にあつては、 成二十六年法律第六十八号)がされたときは、その審査請の機械が産大臣は、第一項の 查請求 のつては、当該不備が補正され、 第二十三条の規定により不備が まれがされた日(行政不服審査) 規 定 に ょ なければならな る 処 分に 9 て 0 た を法査 日 補 補 (請 正 平 求

水 濁性 農薬 0) 等に 伴う変 更 \mathcal{O} 登

2 対し、その旨を通知し、かつ、変更後の第遅滞なく、当該農薬に係る第二条第一項の 質汚濁性農薬の指定 一条の四 農林水産 水質汚濁性農薬に該当し、 現に登録を受けている農薬で、その指定又は指定の解析汚濁性農薬の指定があり、又はその指定の解除があった。条の四、農林水産大臣は、第十二条の二第一項の規定に 農林水産大臣は、 遅滞なく、その旨の変更の登録をしなければならな だがあり、指定等に 前項の規定により変更の登録をしたとき 又は該当しないこととなったも 変更後の第二条第三 登録を受けている者 項 の解除に伴い 第四 い。 号 \mathcal{O} ょ は、 に ŋ \mathcal{O} ついは水

登 録の失効) 項を記載した登録票を交付しなければならない

第 項の登録は、 六 、その効力を失う。次の各号のいずれか か 該当する場合に は 第 二条 第

- 登録に係る第二条第二項 第二 一号の 事 項 中に 変更を 生じ たとき
- 造若しくはお 加工又は輸入を廃一項の登録を受け を受けた者が、その 止した旨を届け出たとき。 登録 に 係 る農 薬 0 製
- その清算が結 第二条第 項の登録を受け 了 L た とき。 た法 人が 解散 た場 合 に お い て、

登 録票

項六 条の登録 次の返納) を受けた者 0 (前 いずれ 条第三号 かに 0 該当する場合に 場 合には、 清 算 は 人 第 は、 二条 遅 第 滞

た登録票) を農林水産大臣に返納しなければならない。 第三条 ず項を記さ 第二項 載し

(削る)

効力を失ったとき。

変更の登録がされたとき。 第九条第二項若しくは第三項前条の規定により登録がその 文は 第十二 -条第一 項 の規 定 に ょ ŋ

り登録が取り消されたとき。第九条第一項から第三項まで 又 は第三十 一条第 項 0 規 定

登 条 録 に関する公告

第 十三 十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、したとき、第十一条の規定により登録が失効したとき、又は第三登録を取り消したとき、第十条第一項の規定により変更の登録を条第一項から第三項までの規定により変更の登録をし、若しくは その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。 農 林 水 産 大臣は、 第三条第 項の登録 録 をしたとき、 第九

四情 報 0 公表等)

5

第十 成 績 条 の概 農林水産 要、 農薬原体の 大臣 は、 主たる成分その他の 農 薬の 安全性 そ 0 他 登録 0 品 を受け 質 関 た農 す る 試

関 はする情 報を公表するように 努めるも のとする。

2 のとする。 る農薬につ 売者及び農 製造者又は V 薬 輸 7 使 入者は、 用 登 者に 録 0 その 変更 対 L 製 その 造し若しくは 取 消 旨 し又は を周 失効が 知 す 加 る 工 よう Ļ あ 0 に 又は たときは、 努め 輸 るも 入す

科学 的 知 見 0 収 集

第 + 五. 条 0 安全性その 林 水産 大臣 他 0 は 品 質に 0 関する科学 章 0 規 定 0 的 円 知 滑 見 な 実 0 収 施 集 を 义 整 る 理 た 8 及

新

水産大臣に返納しなければならない。項第三号又は同条第三項第四号の事項 (第三号又は同条第三項第四号の事項を記載した登録)(4く、登録票(第三号に該当する場合には、変更前の) 第一 票) 条 を農 第二

林

前条の規定により登録がその効力を失つたとき。第二条第一項の登録の有効期間が満了したとき。

登録がされたとき。 第六条の三第一項又は 第六条の 兀 第 一項の規定により 変 更 0

ŋ 消されたとき。 第六条の三第一 項 文は 第 + 匝 条 第 項 Ó 規定に ょ ŋ 登 録 が

取

とき、 旨及び次の事項を公告しなければならない。条第一項の規定により登録を取り消したときは、 ŋ 六条の三第一項の規定によ六条の七 農林水産大臣は 条の七 農林水産 登録に関する公告 消したとき、 第六条の五の規定により登録が失効したとき、 第六条の は、 兀 1第一項の規定により変更の登録り変更の登録をし、若しくは登場 第二条第 項の登録をしたとき、 遅滞なく、 又は第十四 、 は登録を 取 、 は 発 が し た そ 0

ر <u>ج</u>

, 新 設

分析 を よ う い努め るも

売 \mathcal{O} 規

び

 \mathcal{O}

条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、気がればならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは特別した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れた この限りでな の規定による表示の 者輸又入 は者 あるもの 入者は、その を輸 入してこれ を 販 売 する 9 るこの条 第三十四 ル 表示をし し、 又は とき は

分とそ 登 録に 条第二項第 \mathcal{O} 係 る農 他 0 薬の + 成 成分との別米の種類、 号に 掲げる事 別にその 名 称、 ず項を除 各物理 分 的 く。 の化 種 学 類的 及性状 含 を を が が 濃 に 度 有 効

兀

五三 水質汚濁性農薬に 該 当 する農薬に あ って は 水 質 汚 濁 性 農

薬」という文字 (略)

十九六 農薬の 貯 蔵上 又は 使 用 上 \mathcal{O} 在注意

農薬 0 略 製造 場 0) 名 称 及

Ţ

所

事

項

者 \mathcal{O} 届

第 七 九 造条壳 条第 L 若 販 しくは 売者 項 及 は加工(製造 び 第三項 者又 し、 又は輸入を 並 び 入者 ハする者・ 三 十 に 該当 条第四 を除る \ \ ` ` 者 項 に を除特 お V く。農 て 同 農 じ第薬

造

第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこのには輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条のればならない。ただし、特定農事を集立しま 規定による表示のあるもの する場合にあ 七 \mathcal{O} 入した農薬を販売 限りでない。 製造者又は輸え者の つてはその包装)に次の販売するときは、その容 入者 は、 その 製 事器 事項の真実な表示をした器(容器に入れないで販し若しくは加工し、又は の 二 条 若な販は \mathcal{O} しけ売輸

公定規格 に 適 合 す る農 薬 に あ 2 は 公 定 規 格 لح 1 う

成 分とその他 分とその他の成分との 登録に係る農薬の種類 別 がにその 名 称、 各 物 成 理 分の化 化学的 種 類 及性状 含並 有 び 量に 有

十七一、・五十二、第十二、「「「「「」」 条の二第 略

「水質汚濁性農薬」という文字

項

 \mathcal{O} 水質

汚

濁

性農薬に

該当す

る農薬

に

あ

2

| 製造場の名称及|| 貯蔵上又は使用より九|| (略) 及上びの 所 注 在 意 地事 項

略

(販売者)

製八 条 造 第 + L し若しく! 販売者 一条 第 第一項及び第三項並へは加工し、又は輸入有(製造者又は輸入 輸入 入者 並 び する者を除 第十四 コする者 条第 四 項 を除い に お < 定 て 次薬 同 じ

文

様に届 届 次 け に とする。 出なけれず、人場げる事項を ばならな を当該販売所の 省 令 で 定 8 当 るところ 該 所在地を管轄 事 項に 変更を ょ り、 生じ するの たとき 都 販 道壳 府所 ŧ 県 知と 同事に

削

2 ってはその 凋 以項 そ開の規 の定 設又は に ょ らでに、 る 出 の日か 別売所 たに を 増設 販 Ļ 売 を 又は廃 開 始 す を生じた日から二同項各号に掲げ 同止 る L 場 た 場 合に あ 0 げあ て 3

販 者 **\ て 0 薬 0) 販 売 0 制 限 又 は 禁 止 等

第 のにに + 農薬を販 八 いて同いて準 販 売 。)の見い用する場合を含む。以用する場合を含む。以 l ては ならない による表 包装に 以下この条及び第一以下この条及び第一 以 (第三 第二十二 び 特 + 定農薬以 号 項 外

2

- 必する 要の事 o +着に対り 要の範囲 + 登 兀 0) 条 録 登 兀 林 第六項に 最条第 水 限 を Ĺ 开 が項 し 産 į 六項に 内に た場 大臣 L 発生することを防 第 農薬に なけ 兀 の合その 又は おい おい は、 いて準用する場、場合、第十 又は登録を取り消した場合、第十 において準用する場合を含む。) 뭉 又 から は れ を防止するため必要があると この販売をしてはならないこ での販売をしてはならないこ を防止するため必要があると が売を禁止する だばその て、 て準用する場合を含む。)の規 つ お 11 第十 いことそ のれ るとき 条 定に 第 規 ら そ又のは に に れ 定の この他の 版 には、 その により、 その 定 まり、 その 定 ま 更 変 更 項(第三により変 規 定 を 変 第
- の規 け 定 れ ば ょ 薬 ŋ 0 第 十六 販 売 へ条の規 だをし 定による容器 は なら な 旨 又は 0 制 限 包 が 装 定 0) \otimes 表 ら示 れを

3

轄する都道府県知事に届 は、 その販売 売所ごとに、 け 出 なけ 次 0) れ 事 ば 項 なら を当時 な 該 販 売 所 0 所 在 地

を

2 者 は 前 項 0 届 出 事 項 中 変更 を生じ たときも また同 項 لح

| 同様に届け出なければならない。 | 同様に届け出なければならない。 | 同様に届け出なければならない。 | 同様に届け出なければならない。 第一 売所 か一ら項 新 たに を \mathcal{O} 増 事項中に変更を生じた場合とした場合にあつてはそのいた。 週 事 設 販

いての農 薬 0 0 制 限 又 は 禁 止

※下く至大臣は、第六条の三第 薬を販売してはならない。 いて同じ。)の規定による表示のま 九 (販売者につい 準用する場合を含む。販売者は、容器又は包 。包販人 下この条及び第十 12 第七 ある農薬及び 条 (第十 特 五. 定農 条 条 0 薬以外 第一 第 外号のに 六 項 農おに

定により変更の登録をし、37つで進用する場合を含む。第20一農林水産大臣は、第六条の れのの四 か使規第 に用定一 者に対 きは、 制を の規定により変更の四第一項(第十五条 れかに規定する事態の使用に伴つて第三 変更しなけ でし、農薬につき、第七条の規 その必要の範囲内において、サ たする事態が発生することを防止こつて第三条第一項第二... へはその販力 ればそのE 0 条 登 の二第六項に し、又はで第十十 販 売 録 をし を 売をしては 禁止 十六 た場 登 す 合その他の場合において、農おいて準用する場合を含む。 ることが 録 条 がを取り ならないことその! 定による容器又は. 項 第 水産省令をも 止するため 第七号まで できる。 消 +した場合、 お 五. 11 条 の二第 7 同じ。 必要が、の各号 つて、 要がある 包装 他 \mathcal{O} 六条 販 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 ると 表 販 11 に 売 ず 薬 の規

3

輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。したときは、その変更後の表示は、同条の規た場合において、販売者が当該表示をその制 定 限 にの よ り 容 製に 造従 者い 又変 は更

4

条収

者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべるため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売て、当該農薬の使用に伴って第四条第一項第四号から第九号までは第三十一条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合においれた条、農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又 きことを命ずることが できる。 第

偽 \mathcal{O} 宣 伝 等の

、販 若しくは販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効売者は、その製造し、加工し、輸入(輸入の媒介を含む。)十一条(製造者、輸入者(輸入の媒介を行う者を含む。)又 して虚 偽の 宣伝 をし、 又は 第 三条第 項 若 しくは 第 祝三十四条 はその効果 しむ。) し

> 製造者又は輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定定められた場合において、販売者が当該表示をその制限 にの よ 内 つ容に

口

を命ずることができる。
し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことし、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するためて、当該農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号まで又は第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合においては第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合においては第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合においては第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合においては第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合においては 九 条 (の二 農林) 農林 水産 大臣 項 号までにおい

。 に記載し、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければないては、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量)を、真実がいては、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量)を、真実が数量(第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農業が出入がでは、の譲受数量及び 十四条第二項において同じ。)にあつてはその譲受数量及び譲渡譲渡数量を、販売者(製造者又は輸入者に該当する者を除く。第製造者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別める者を除く。)は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定 りればならない 真実かつ完全 薬に 0

虚偽 宣伝等の禁止

+ 関 、若しくは販売する農薬の有販売者は、その製造し、加工十条の二 製造者、輸入者 - 条の二 して虚偽の宣伝を 又 有効成分は、輸入のは は 第 条 第 の入媒 (含有量若しくはその効果に)((輸入の媒介を含む。)し 項 若 しくは +五. 条

誤認させ 0 登 るような宣伝をしてはならな 録 がを受け てい ない 農薬に 0 1 . て当該 登 録 を受 け て 1 る

2

除 を農 とし 7 使 用 することが でき な 11 示

第 るところにより、 」という。)は、 1 は、この限 用することができない 二草条剤 該除草剤の容器又は 院 草 に 剤 りでない。 以 その 除草剤、 下同 用いられるおそれがある薬剤として、農薬以外の薬剤であって、除草に ない旨の表示をしなければならない。ただしる器又は包装に、当該除草剤を農薬として一門で。)を販売するときは、農林水産省令で定められるおそれがある薬剤として政令で定めるれるおそれがある薬剤として政令で定め 容器又は包装に、 じ。)を販売する者(以 包装にこの 項の 規 って、 定 に よる 除旨 草のに表 表 示 が あ る場

2

び

第 二十三条 勧 告 及 命 略 令

2 とを命ずることが 当該除 正当な 林水産 草剤販売 (売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきこなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき)、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者 できる。 売者に対し、

兀 章 使 用 0 規 制

用 0

な 境省令で定める場 に係る農薬を自己 登録を受けた者 い。ただし、試 · 四 条 何 人も、 が 合は、この \mathcal{O} 製 験 使用 造研 次 し若しくは加工し、又は輸究の目的で使用する場合、 掲 供 げる農薬以外の農 限りでない。 他 の農 薬を 第三条第 入したその 林 使 水産 用 L 省 7 令 は 登項な 環録のら

又は 包装 第 条 0 規 定による表 示 0 あ る 農 薬 第 +

> 第 誤認させるような宣伝をしては 項の 登録を受けて V ない 農 薬 ならない に つい て当該 登 録 を 受け て

> > 1

る

2

草剤 を農 薬として することが できな 旨

」という。)は、 るところにより、 使 合は、この るものを 米剤 その (用することができない旨の表示をしなければならない。ただし)ところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として 条 該除草剤の容器又は包装 いう。他除草 いう。以下同じ。)を販売す他除草に用いられるおそれが除草剤(農薬以外の薬剤で 限りでない。 その容器又は包装に、当該除草剤を農薬と除草剤を販売するときは、農林水産省令で (農薬以口の使用) じ。)を販売する者(以下 に この 売する者(以下「除草剤版れがある薬剤として政令で剤であつて、除草に用いら であ 項 (T) 規 定に よる表 表 示 示 が 6 あ 販 で る場 定売定れ \Diamond 者め

2

勧 告及 兀 び命令)

2 とを命ずることが 1、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきこい。正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたとき、農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者 できる。

使 用 の禁 止

第 登項な録のら 環境省令で定める場合は、この録に係る農薬を自己の使用に供 の登録を受けた者がらない。ただし、試 条 何 人も、 次 が製造 の各号に 究の し若しくは げる農 目 の限りでない。 供する場合その: くは加工し、又は輸出的で使用する場合、 薬 以 外の 農 他 薬を \mathcal{O} 農 林水 入したその 第二条第 使 用 産 L 省 7 令 は

容器又は包装 に 第七 条 0 規 定 に よる表示 0 あ る農 薬 (第 九 条

条第 項 0 規 定 ょ ŋ そ 0 販 売 が 禁 止 さ れ て 1 る Ł 0 を 除 <

五薬 条の 用

の水 使 産 項 用 + す用省又 を の令は 確 き基 時 第 保 三十 期 する 環 林の た水規 が産制 ければならない。 でればならない。 でんばなら 農薬について、 切の 登録を受けている といって でんが でんが 環境 大臣は、 世人が 現場 大臣は、 世人が 現場 大臣は、 世人が はならない。 て、 て農 い省 で る 農 薬 の 種 薬 薬 を種薬 安 使用する (全かつ) (全かつ) うる者、農 Ξ 適 農条正 者 がそ林第な 第

2

水 濁 0 用 規 制

+ を 水 政 汚 府 濁 政 使 薬 でしの L 7 次 な指に 定 掲 す げ る る 要 件 \mathcal{O} 全 て を 備 え る 種 類

のれ 状 て い該る種 に か、 達 す 0 る 又 農 見 は薬 込 当が 該 相 が 種 当 広 類 \mathcal{O} 範 農 地 薬 の域 普に 及お のい 状て 況ま かと らま 4 2 て て 近 使 く用 さ さ

は生のれ ユずるぉ かつ、 ほ し、 当該 ると 下 で 使かはき 種類の では、一定の では、一定の での汚濁に係 かあるか れがあるか れがあるか 種 、地域においてまた。地域においてまた。地域においてまた。 は理的条件その他のようながあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるのである。 人のが物 畜 汚 あの 自 0 濁 る 被 て に 被がか害 的 使 害生 が条用 をじ又発件さ

2 お区 都単 府 け道 る原見 使 用 水 \mathcal{O} 質 的区 汚 域 濁 内 性 こその に 農 8 お 薬 5 他 け る当 لح れ \mathcal{O} 条当族 る V う。 水 と農薬 産 動 案の使 植 物 て、 当 \mathcal{O} 用 被 のす そ見る農 害 が 汚 み、 薬 発 区 濁 生 域 に 性 内そのき薬

2

そお都

項 0 規 定 ょ ŋ そ 0 販 売 が 禁 止 さ れ て 1 る Ł 0 を 除

る者 にの農 条 用 第 を 有が遵守する 展林水産省へ その使用の その使用の を ・環境省令で定める農 ・環境省令で定める農 ・環境省令で定める農 ・環境省令で定める農 ・環境省令で定める農 め産規、大制 大 制 ればな 他の事 録 境 0 て、 ても 安 っつて、 て農 11 全 そ る か の農 薬 0 を 種 薬 現適 使 類 そに正 ごの第なと他二使 用 す

• 3

2

第 + 備える種 水 汚 類 \mathcal{O} 性 の農政 薬 府 をはの 当が相 水 使 用 当 汚 令 \mathcal{O} 広 濁 を規 範性も 制 な農 0 地 薬 水の普になる の域 次 ての お のい指 各 7 定 号 まと す \mathcal{O} Ź. 要 ま 件 つて \mathcal{O} す 使 用 て さ

種

類

 \mathcal{O}

農

薬

及

状

況

か

5

4

て

近

<

そ

都をじ又発の を 生ずるかっ、 生ずるおった。 れるとき のれ 当該種当該種 込 4 が めが伴 条広確 る い水 が水 が れし うと、作な 実 へであ れ利 る い認 地 地 用が共 か用 もめ理 ること。 域 のら的に で 共用水域の水蛭のとなるおそれられる水産動域的条件その他の 原用 あること 因 とな 9 て 質 れ 植 ま \mathcal{O} 自 人の が 物 0 畜 汚あの 然 7 濁 る被的使 に 被がか害 条 用 害 生 が件さ

道)る自児前府日 用 県 が に然の (件うと認) (件の使用に伴の使用に伴 1 ŧ \otimes のお水あ濁 ら他け な れ \mathcal{O} る 汚 る 当 濁の る 水件 該 性 を農 農ず 動勘 薬 薬 案のに が 該 あ 物 し使 って、 当する農 用 る \mathcal{O} 被 \mathcal{O} そ見 害 がの込 発区み薬生域、に は 生 域 そ に し、たるの \mathcal{O} 0 き、 区 かお区 域 つけばに 当 内 るに

で、地域を関するというで、地域を関するというの事が 許 を生ずるおそれがあるときは、生じ、かつ、その汚濁に係る水におけるその使用に伴うと認め あ 可 地 らかじ 域を限 を受けるべき旨 、かつ、 を害がず b, \otimes の発生を防 都 当該 道 府 農薬の 県 (国の 1 で言)を定めること、「一方」当該農薬の使用について」できは、政令で定めるところにより、ため必要な範囲内において、規則しため必要な範囲内において、規則しため必要な範囲内において、規則したのがあるか、 知 止 ŧ

薬 条の 使 用 に 関 する は理 解 等)

こ律一にかれて項、つ け 第百に +るように らに準ずるも 適 七 に準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受1五十一号)第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又は1規定する普及指導員若しくは植物防疫法(昭和二十五年法(業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第八条第1正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるととも 努めるも 薬 使 用 Ō 者 とする。 農 薬 \mathcal{O} 使 用 に 当た 0 て は、 農 薬 \mathcal{O} 安 全 第

産

産動植物ついて、 助安な産 知識 + 一かつ適一 八木水 の物 のその 農林臣 その 及、その生産、使被害、水質の汚濁 正 ての他の援助を行ったな使用及びそのな 使用 、その生産、使用等に関する情報の提害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止体水産大臣、環境大臣及び都道府県知臣、環境大臣及び都道府県知 行うように 行うように努めての安全性その他の るの品 質 \mathcal{O} 提 لح \mathcal{O} 止物知助 確保に関するため、 す その他のも、 る。 関 すそ必は薬 るの要水に

五.

び 検 查

第 + 九条及 林 水 産 大臣 . 又 は 環境大臣は 製造 者 輸 入 者、 販 売 者

> の許可を受けるべき旨(国の地の事態の発生を防止するためがとずるおそれがあるときは、政性するためがあるときは、政じ、かつ、その汚濁に係る水のじ、かつ、その汚濁に係る水の で ての は、 あらかじめ都 ・(国の機関が行なう当該農薬の使用についい、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事的止するため必要な範囲内において、規則をもついときは、政令で定めるところにより、これでに係る水の利用が原因となく

薬 0 使 用 の指

めるものとする。 るものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるよう.号)第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらにでる普及指導員若しくは植物防疫法(昭和二十五年法律第百五.助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第八条第一項に規一二条の三 農薬使用者は、農薬の使用に当たつては、農業 の 三 指導を受けるように に準十定改と

普のそ及被の 助 適 助を行うようにな 廻正な使用の確保 努め 保と品 る ŧ 質 0) 0 適 とする。 正 化に 関 す の提供その他その安全か防止するため必要な知識作物等若しくは水産動植 Ź 止するため必要物等若しくはお知事は、農薬に 助 言 指 導 そ 要水に \mathcal{O} 0 他 1 のか識植

援つの物

報

第 + |条 農林な 条 水査産 大臣又は 環境 大臣 は 製造者 輸 入 者、 販 売 者 若

な集せの売れてる他若 `め事|く施 `\九 しく 必項は行 さ 要 使に \mathcal{O} くな数し と事くが項は 0 は せるとき 用 必 十 項 他 į での 報 使 必 量 な条 + 第 第 0 、きる。 要な 用 \mathcal{O} 告 < 限第 関 状 兀 使 は、 農薬 を命除に 況 若 係 用 条 項 条 場 若 し 項 第 者 者 Š ただし、 来若しく! じ、 しく が所に 時 に 草お 並 第 第 若 、 () (剤いび 価 項 対 て、 + = に に Ļ < は , 条 帳 第 ょ 第 は -条、 七 農 都 除 + 薬 第 条 草 道 原 職 しく \mathcal{O} 第 第 府 剤 +農薬の制 のし類売農薬 製条 <u>二</u>十 八 県 販 造第 は 条 項 知売 兀 第 事者 加項条 第 は 又 工及び 項 九 販 は び第 条 及 売 わ料な薬 加草者の 輸第 び 第 者 工剤か製、をら造 入、 な 又物原 + 第 に原 けは件体 項五 項 対 体 項、 輸集検そ 販の条 除 をの 及 Ļ れ を 入取査の売規第 売の他若定三 ば草検製 び 製 三 第三 第三す な剤査造 第 をさそ販せたのしの項十

2 は 都 一境前道 大臣 項府 の県 に 規知 な り け 得 林 ほれた水が、 、 と な ら さ た ら 又 令 林なは • 水い検環 査 境 の省 結 令 果で を定 農め 林 る ところ 水 産 大 臣に 又よ 2

3

要に使がは体者、明明な水を、 な関 用 あ 第 環 水 る質製 項はは 若 L と認識され 入項 報 し の使必 < き 状 用 \mathcal{O} 告 る者 をはめ性 定 な 若 薬 L L 所 若 < は は L 立く \mathcal{O} 草 ちはは販 薬 \mathcal{O} スカッス いそのの際 原 簿剤の 者に係 農 使ほれ 薬 用 \mathcal{O} の、農薬の製造の職員にこれない職員にこれない。 木の製造、加味者に対し、この 若 書 販 類売そ若 < のし Ļ は 加の そ 他 < は 産 造は除 工法都除大 ら原 必 は 要 農 除の体 律 道 草 臣 な薬 加草者の 料 輸を府剤 又 入施県販 Τ΄ 又 物原 剤か製 は は 件 体 をら造 行 知 売 環 除 をの 輸集検そ 販す事者 境 入、 草 検 製 取査の 売 るは 大 又 さの他若た販 剤 査 造 は 臣 販せたの事 さそ を しめ売 農は せの売 め事 く必者 薬製 る他若若必項は要又原造 3

> な集せ草ちはは はその原料若しくは使用が販売若しくは使用が販売若しくは使用がある。 `項 でることがでいることがで 入り、 取させるとき Š 条 対 は 項、 \mathcal{O} Ļ 売農の薬 第 第 薬 ~できる。 松の状況若 九 第 使 項 条 用 は、 条 者 0 若造、除の若 第 第 又 に 除者 し が 時た L 条 六 は してない。 価だ < なの 条 項 除 Ĺ は に 草 \mathcal{O} 帳 度第 ょ 兀 第 剤 条 簿輸入 つ農て薬 農 \mathcal{O} 第 販 入、 取 查 草お項 売 そ若も類 さの剤 項 者 い並 第 類版で、 たの販 て、 び 第 に 項 + 第 対 七 条 L そ他の必 その原記しくは 条、 第 を \mathcal{O} 支 都 兀 六 払 数し製条 道 条 第 料又はな物件なる物件ない要な問題を 量報造、 わ 第 第 九 0 府 な 要の告 条 県 十 若しくは農薬若 け を加項 第 第 知 命 工及び 除を 事 れ じ、 ば草 検 び 項 項 は はにし な剤査 輸第 第 及 販 5 を さ 除立 < 又入 び

はり、 環 さ除立く又入施県者せ草ちはは、行知、 5 行知 集取さ 第 都 こと 販 ると が売 き き状 しな は 況 り農 若 造は ら用あ水農 \mathcal{O} 時 、除の若 る 質 薬 け得林 \mathcal{O} L i し と 認 ろ 汚 濁 た水産 < 加草者 L 使ほれ 価 かばな カン しは 工剤 用 ら検査のためるときは、めるときは、単葉の使用をは除草剤の販 なら `をらはめ性 者 告省 ょ 帳 つて 輸 集 又 令 入取査算の 薬 林なは その さの剤 水い検環 類版で、 查境 産 えた その若若 の省 対 大 売に関えた。 結令 必 臣 販 その心とく 他しし要必くな に売 果の 又 支 者 を定 は 農め 要はは数し製し に環 料な使必量報造 対境 林る 水産大口をところ 又物は件 し、臣 用要の告 若な農を加の け 件 臣 工法都は、律道製 を し場 薬 命 ٦. ا ا く所若 草検 臣に 律道製 剤査はに 輸 を 府 造 又よ

させるときは 時 価 よってその 対 価 を 支払 わ な け れ ば な 5 な

4 5 な 入検査をする職員は、 要求があったときは、第一項又は前項の場合 その身分を示す証明書を示さなけば、第一項又は前項の規定により集場合において、第一項又は前項に掲 ればならればならなすればなる者か

5 査 のために認められたものと解釈してはなら 項 及び 第三 項 0) 規 定に よる集取 及び <u>\f</u> 入 検 ない。 査 \mathcal{O} 権 限 は 犯

セ ター による検

第三 ればなりの他必ず の他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はそまがに立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若とめ必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者から検査のと認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくはと認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは 十 原料を集取させるときは、 ならな 農林 V) 水産大臣は、 前条第一 時価によってその対 垣者、輸入者、一項の場合にお お 販売者 価 を支払わ 要 が なけ あ る 第

2

3 により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなけれてつたときは、農林水産省令で定めるところにより、センターは、前項の指示に従って第一項の集取又は ればならない 同項の規定

4 立 検 条第 査 に 兀 項及び第五 0 1 て 準 甪 でする。 項の 規定は 第 項 0 規 定 に よる 集 取 文

は

4

同

項 項

0) 0

規定 場合に

により集

取

又は立入検査をするセン

タ が

あ

 \mathcal{O} 0

職 たとき

員

は

お

いて、

同

項

に掲げる者から

要求

(削る)

入検査をする職員は、その身分を示しら要求があつたときは、第一項又は、第一項又は前項の場合において、

(新 な い。

その身分を示す証明書を示さなけれる。第一項又は前項の規定により集取る合において、第一項又は前項に掲げ

なななられている者か

センター による検

取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならな物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集輸入、販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な 料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、くは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原あると認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若し十三条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要が 取させるときは、 必 加

2

3 により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなけれ行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、センターは、前項の指示に従つて第一項の集取又は れ は立入検は な規査 い定を

都 道 府 県 が 処 理 す る 事 務 その身分を示す証明書を示さなければならない。

第 + 又は 一条の三 環境 大臣 第 0 + 権 条 限 第 並 U に 項 及び 第十条 第二 Ö, 兀 項 及び 0 規 第 定 十四四 ŗ 条第 る農 二項 林 水産 0 規大

(削る)

項の規定によしくは禁止し に違反したときは、これ 十 の規定による登 一条 し、又はその 水 録 産 大臣 を取り消 れらの者に対し は、製造者マ 製造 すことができる。 者若しくは輸入者 Ļ 又は 農 輸 長薬の販売を制四十八者がこの法律 に 係る第三条 限律 Ĺ 0 第 規 一岩定

- 3 2 作物等、 者に対し、 を検査させた結果、 農林水産 九条又は 林 - 水産 人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、せた結果、農薬の品質、包装等が不良となったため、産大臣は、その定める検査方法に従い、センターに農、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。 第二十 大臣 は、 条第一 販 衆売者が の規定に違反したときは、 第十八条第 一項若しくは 第二 当 - に農薬 該項 販 当 農 売第 3 2
- 4 禁 び第二項、 該農薬の販 止することができる。 反したときは、当該販 道 府県 知 売又は使用 十九条 事 は、 並 販 を制限 び 売 に第 売者に対 者 が この法律の規定 二 十 し、又は禁止することができる。 一条第 農薬 の販売を制限し、項の規定を除く。 (第十八条第一項及 又は ン に

るところにより、 定による農林 水産大臣 都道府県知事が行うこととすることができる。 . の 権 限に 属 する事 務 0 部 は、 政 令 で定め

権 限 四委 任

第 十三 できる。 定めるところに 条第二 一条の 項 \mathcal{O} 規定による農林 第 より +条 0) その 兀 第 十三 部 水 産 を 大臣 地 条 方農政局 第 \mathcal{O} 権限 項 及び は、 長に 第 委任 農 林 項 並 することが 水 び 産 省 に 令 第 の 十

境省令の定めるところ 任することが 一条第 できる。 項 及び 第三 ょ ŋ 項 0 その 規 定に 部を地 よる環 方環境事 境大臣 0 務 権 所 限 長 は に 委 環

2

第 +くは禁止し、又はその製造者 違反したときは、これ -四 条 規定による登録を取 農林水産 大臣 らの者に対していませる。 り消 すことができる。 若しくは輸入者に係る第二条 対 者 į 又 は 農薬の 輸 者 の販売を制品をがこの法律 限律 Ļ の規 第一 若 定 項した

4 作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。条の二又は第十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販金、工工は第十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販金、農林水産大臣は、販売者が第九条第一項若しくは第二項、第 禁止することができる。 違反したときは、 都道府県知事は、販売者該農薬の販売又は使用を制 第九条の二並 当該販 び 売者 に第十条の 限 が この法 に し、又は禁止することができる。 対 律 農 第 \mathcal{O} 薬の 規定 薬の販売を制限し、一項の規定を除く。 (第九条第一項及び に農 こに 又 は 当 農 薬 売 九

+四条の一 略

第三十二

条

略

登 録 条の 制

三十三 ることが 取 消 できない。 L 第三十一条 条 年第 間 は、 項 \hat{O} 当該農薬に 規定によ ŋ 0 登 録 1 て更に登録を受け

玉 造 薬

2 任 該 住 事務所の代表者を含む。 所を有る 凝薬の流 項の なければ する者 通の防 録を受けようとする者 ならない。 を含む。)のうちから、当該登録の申請の(外国法人で本邦内に事務所を有するもの止に必要な措置をとらせるための者を、本けようとする者は、本邦内において品質の の邦内良 際 選 2

3 (略)

- 4) を 記: 簿を備る 製造数量及び 録 これ 載し、 外国 え付け、これ 製造 その記載した事項 譲 酸渡先別 存し 者 最した事項をその国内管理人に通知するとと別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限る。に第一項の登録に係る農薬の種類別に、そのは、農林水産省令で定めるところにより、帳 なけ れ ば ならない 4
- 5 を保 え付け、これに前 玉 なけ 理 を保存 れ ば 項の 環の規定により通知された事農林水産省令で定めるところ なら な 項を に ょ り、 記 載 戦し、 転簿を備

6

外国 規 人に 登 項 定 条 録 製造業者について、 は つい 第 号 係る農薬につい 7 条 項 項から第 \mathcal{O} 0 及び 氏 規 登 一録に 定 第十六 だれ準用する。この場合には第一項の登録外国製造業 九 項 0 て、 第九 くまで、 1 条 て 第十四条第二項 条及び (ただし とあるの 登録外国製造業者及びその 第五条か 第 兀 条、 第十条第一 書 を除 は ら 第 第 十 < 第 八 条ま 項 お 第 条 + +0 及 て、 -八条第 兀 規 0) で び 定 規 条 第 第 は定 十三 第 第 三条 第は一番 十条 玉 兀 項 内 項 条 6

0

第 なります。 + 一年間は、当該農薬に、第十四条の規定によりの制限) 当該農薬につい ŋ 登 立録を取 て更に登録を受けることが り消された者 は、 取 で 消 きの

\pm

任しなければならない。
該事務所の代表者を含む。)のうちに住所を有する者(外国法人で本邦な農薬の流通の防止に必要な措置を 項の登録を受けようとする者 日(外国法人で本邦内に以来に必要な措置を採えけようとする者は、 うちち ちから、当該登録の申邦内に事務所を有するを採らせるための者を 本 邦 内 お するも て品 申 を、 請 \mathcal{O} \mathcal{O} 本の の邦不当内良

選

3

- 間 に輸出されるものに限る。係る農薬の種類別に、その した事項をその国内管理人に通知するととも 登録外国製造 者 は、 その製造 帳)を真実か 簿 を 備え 数 量 及付び、 かつ完全に記載し、その及び譲渡先別譲渡数量付け、これに第一項の登 少なくとも三 \mathcal{O} 記 年 載 邦
- 5 された事項を記: ば はならな 国内管理人は、 帳簿を保存しなければならない。 載 帳簿を備え 少なくとも三年 付 け、これ 間 そのの に 前 帳簿を保存 存に L ょ なり け通 れ知

その

造業者 第六 る農薬に、 玉 条の 製造業者及びその 第 条の六及び第七条 第六条の三 条 五. 並 第 項 びに 第五条の二から第六条の二 第九条第四 第 項 及び 第 六条 号 第 玉 中 第]項及び 内管理人に準用する。 0) 項 氏 (ただし書を除 七 及 名 0 0 び 第十条の二の 規 第 兀 **(**法 定は項 第 人のの 第一 項 一まで、 < 0 第三条 項の とあるの 規 定は 規定は第一項 この場合に 登録に、 第六 0 か 規定 第一 5 条 第 項 は 0 五 第 登 兀 \mathcal{O} 第 条 \mathcal{O} 第二 登 録 ま 外国 録に 条 登 で、 五. て、 項 第 係 五.

一工 第中 は 一 に は の る の る _ 薬「の製 一しようとすった任した者の氏 月と、 輸はの事の製 + 輸 を 製は てのは薬は は項 は業は造 の製造 方 出 とあ 4」とあ 週 造 た項同 造 若 輸 さ とあ 入」とあるのい لح れ 造 製を し、 は れ録工 本 L 八」とあるのは であるのは「第1 であるのは「第1 にあるのは に二週間 にあるのは 業」と、 月 す あ < け 加 をに る る 造 に \mathcal{O} ŧ る氏 よう 工 係 る る る業 又は四 輸 \mathcal{O} \mathcal{O} 製 る 又 は \mathcal{O} は 加条同 中十 は 農 は出 受 薬 第 \mathcal{O} は 造 加 第 薬 工 する け 薬 輸 さ 第の 製 第 若 又 +工 第三 製 条 六 製 は + で 入 れ لح 兀 た 製同 造 は項九 つ人 し 条第二項を 第一 三製十 + 造 てこれの 輸 八 L るも 者 造 条 造 < いの 本 あ 条 輸の項 有及びその者が同々 垣者又は輸入者」 「鬼一項」とあるのは 第二 た + 邦 る 第 兀 業」と、 入 登 7 入 条 第 及 は 《造業」と -四条第一 第 農 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 几 録 四 加 項中は 2業」と、1条第一項 たし は 項 条第 事を 兀 輸薬 第 工 を 号 と を 中 加 受 項 出 中 又 販 業 製同 ル 「製造若、 川工若しく が上着しく が上着しく 中 \mathcal{O} 項 売のけた لح 中 造 項 さ 第 者 ーそ 項」と、第十一条第十一条第 項 農 あ と た 第 す 製 方 第 れ が と同、条 十一加一の一工二登 造法九同者一号条 あ + 薬 と る 製る +0 る 者 ك + \mathcal{O} 造 Ł る 兀 製 条 は 条 \mathcal{O} 事あ 者 六 号 条 輸項しは事業る入中く輸業をの と、 条月又週録製輸項 は者のの条条造 第あ「 第第 と 又 ے ک 二る第一項の三 「第 は間に 又をは中第 + 造 をの はあ L 三 当は製「 <u>ا</u> ح 号 製 輸 係若 \mathcal{O} は入を 若 いは第輸る製項 のは十 入_ う。 該輪造第そ項 しく L 条 中造号 る 事 加の 入の造の 五. 製条者はし のの < 規 七 第 若 中同 あ 農 業週工 事 と 入 定第に三 しくは とるの + 第 又 製登 条 条 薬 間 あ 以 造 第 定 は は 第一 第二六 号 \equiv لح は が又四造録加に で加 る 下 又に よ十 六るは本工 と輸 との同 製は条し 及条 あ 項あ薬はよ に 工 l り四項び第加条項の「邦又 るあ入あはじ農中るの加り 製造加第若係

五第二号中「第 五第二号中「第 一五条の二第一 一項」とあるの 一項」とあるの 一項」とあるの 一者及びその者が 者及びその者が る製れあ第受「条の造るる七け製第 くは輸っ 売するま 」 は 間 と 輸 は三若 頼項 く ら 輸入の を 又にはよ 項中「二 月 لح の 製 は 造 の造 輸 中 る事と 入 あ 又のは中者者 方加り る ラ及び第六条の山 一とあるのは「一月」 一とあるのは「一月」 一とあるのは「一月」 一とあるのは「一月」 当はを 箇 第 法 工 選 \mathcal{O} \mathcal{O} 任した。登録を 該 輸 製第 第は 月十 入造 + 登 五. 五. 7項中「二週間のは「製造業は「一月」と、 二録中外 し五、条 録者 条 条 項」と、 あの同る二条 の 二 ع < 月 者 が す け 又のしが は る \mathcal{O} 玉 工一二製 工項 週 造 そ製 造は 若 同 \mathcal{O} るの 第 第 る氏 \mathcal{O} 第 はの事の同 うとす し加第 第 名 し は 週間」とある 足業」と、 同条第五 ことあ ľ す < る十 工 同 は は業は 項同 項 とあるの 4」とあ 造者 項 は の五 号 輸 「一月」と、 薬 中 に る L 条 条 \mathcal{O} 第 てこ 第 月 の加項 は条 入 を 中 登 五 つ人 を製造し、 (業」と、 、製は $\mathcal{I} \mathcal{O}$ 造 製 いの 登 \mathcal{O} 兀 録 号 規定 とあるの るの 業」 造 項 中て 加造加れ録 五. 号 第一 \equiv 五. を 及 、定又に 工 を し 及 し、 受 エレ 第 項 若 中 び ک į る 「は週中 「制」 け そ あ 係 五. び 条 は 第 の第「一 よりの 「製造」 「製造」 第六条 第六条 第二、 る農輸 項」 間」 製 < 第 第 又 兀 た 造 \mathcal{O} 同造はは箇 輸は又 は十 者」 造項者 六 条 者 と、 と 造 あ 若 月 項」 入加は第薬 入選 条 Ŧī. 条若加加 月 第 又 方第が 工輸九で 製 条 第二元 業」 第二 しエエくし又 は法九同輸」号条 \mathcal{O} Έ. と、 るし二して と造の る لح 号条 本 同七 項 L 入条 と、中 邦 農 た あ業る は加こ はあ L 第 項 条中 中 と 入て 第 入 中 の販 第第は 兀 薬 者 の第 る は中は 中加 あっ た に 輸る 者 ٢, <u>ニ</u> と 媒 売 項輸を 登 三 第 \mathcal{O} 六 エれ 条 る製項 _ 加 加同 入の لح L 録号十 項条 工条製若をのは 週 と 介 中出 は 工 第 の造の |を中四||一同一 لح の月又週又第造 さ し販事 間 あはし規

の製造し、加工造業者が製造し 農薬」とあるのは「第三十四条第 売する農薬」とあり、 出されるもの」と読み替えるものとする。 加工し、 し、又は 「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に、、及び「その製造し、加工し、又は輸入する輸入(輸入の媒介を含む。)し、若しくは販人は加工して販売した」と、第二十一条中「そ

一十五条 内 管 理 人に係る報告及び検査 (略)

2 (略) 第三

3 検査について、 定による立入検 第二十 -九条第 第三十条第二項から第四項までの規范四項及び第五項の規定は第一項の規 査 について、 それぞれ準 甪 する。 %定は前項の! %定による立! 規入 3

国製 造農薬 0 輸 入 者 0 届 出

 $\overline{+}$

· 六 条

入

(当

該

したときも、 ⋾該事 次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。登録外国製造業者又はその国内管理人である場合を除く。) 項に変更を生じたとき 第三十四条第 同 様 とする。 項の 登録に係る農 及び当該輸 入者が 薬 の輸 その 輸 者 入 を 廃 止 農

削

2 る農薬の 前 項 の規定による届出は、 輸 入を開 始する場合にあ にあってはその開始の新たに第三十四条第一 日の二日の登 週録に 前係 3

国製 造 消 L

第三十七条 登録 外国 農林水産大臣は、 製造業者に 対 į 次の各号の その登録を取 い ずれ り消 かに該当するとき すことができる

略

すの ź。 登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」 加工し、 又は輸入する農薬」とあ るの は と読み替えるも 第十 五条 の二第一 0) と 項

国内管理人に係る報 告及び 検

十五条の三 (略)

(略)

立 入検査について、それぞれ準用する。第十三条の二第二項から第四項までの第十三条第四項の規定は第一項の規定 定による立入検査 規定は 前 項 0 規 に 定 に 0 よい るて

外国製造農薬 の輸 入 者 0 届 出

第十五条の四 該輸入 次の る場合は 事項を農林水産大臣に届け出なければならな 者が当該農薬の この 第十五条の二第一項の 限 りでない。 登録外 国製造業者又はその国内 登録に係る農薬の V) ただし、 輸入 管 理 人で 者 は 当 あ

略

2 更を生じたとき及びその輸入を廃止したときもまた同 前 項の 規定による届 出 をし 輸入 者 は 同 項 0 届 出 項と同 事 項 中 様に 12

に係る農薬の輸入を開始する場合に「前二項の規定による届出は、新た届け出なければならない。 合にあってはその開始新たに第十五条の二第 0 日項 \mathcal{O} \mathcal{O} 登 週 録

外 国製造 農薬の登

第十五条の五 きは、 登 録 外国製造業者 農林水産大臣は、次の各号の薬の登録の取消し等) に 対 į その 登録を取り消 11 ず れか ?に該当: すことが 「すると でき

略

した場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又くは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようと払って集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しの当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支員又はセンターに登録外国製造業者から検査のため必要な数量 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職

な かったとき。 国内管理人が欠けた場合に お 1 て新たに 玉 内 管 理 人 を 選 任し

忌避されたとき。

2

3 について、 第九条第 第三十二条の Ŧi. それぞれ準用する。 項の規定は 規定は同項の規定による登録の取消しに係る対規定は第一項の規定による登録の取消しにつ 聴い 3

在の業務の適正な実施を確保するため必要な命令をすることができ検査、第三十一条第三項の検査並びに第三十五条第二項の立入検場合を含む。)に規定する審査、第三十条第一項の集取及び立入人条第五項(これらの規定を第三十四条第六項において準用する三十八条 農林水産大臣は、第三条第五項、第七条第三項及び第二(センターに対する命令)

材審 議

るとき · 九 条 の 立 三十四四 案を 農林水産 条第六 しようとするとき、 第 項 大臣 項 13 お は、 規 V` て準 定する場合を除く。 第二 用 する場合を含 第三 条 第 条 第 項 0) 項 政 む \mathcal{O} 令 登 0) 第 録 制 をし 0 七 定 規 若 条第七項 ようとは 定 に ょ

> した場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又くは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようと払って集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しの当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支員又はセンターに登録外国製造業者から検査のため必要な数量ー 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職 した場合において、その集取又は検査が拒まれ、 は忌避されたとき。

なかつたとき。 国内管理人が欠けた場合に おい て新たに国内管理 人を 選 任

兀

2

ついて、第十四条りこう型で、第六条の三第三項の規定はは 係る聴聞について準用する。 は同項の規定による登録の取り第一項の規定による登録の取り 消消 しし にに

第 に対し、当該業務に関し必要な方分とし、世ンター適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センター四条第三項の検査並びに第十五条の三第二項の立入検査の業務の四条第三項の検査がは、第十五条の二第一項の集取及び立入検査、第十 十五条の六 項(これらの規定を第十 センターに対する命 農林水産大臣は、 第十三条の二第一項の集取及び立入検査、第十を第十五条の二第六項において準用する場合を、水産大臣は、第二条第三項及び第六条の二第二

農業資材審議

第 十六条 規 格を設定 改廃 第 の立案をしようとするとき、 項 農林水産大臣 の規定により変更の 変更し は、 若しくは廃止しようとするとき、 第 登録 条の がをし、 第 第 条の 若しくは登 項 三の 0 政 規定によ 令 0) 一録を取 制 定 第六条 り 若 公定 しく り 消

これらの 条第三項に規定する場合を除く。 を決定し、若しくは変更しようとするとき しようとするとき、 変更と認 の規定により変更の登録をし、 か 更 なければならない。 登 するとき、第三十一条第三項に規定する農薬の検査方法第十八条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃 規定を第三十四 登 をしようとするとき める場合を除 録 をしようとするとき ζ. 条第六項 同 !条第六項において準用する 若しくは登録を取り消そうとす E 第九条第二 は、 農 おい 業資 農業資材審議会の て準 材 又は 用す 項 審 若 る場合 第三 しく 会 が + は 軽 を含 第三 匹 微 1条第一 意見 な 第三 項(む 事 項

2 け廃 る場合を含む。 の立案をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴か又は第二十六条第一項若しくは第二項の政令の制定若しくは 環境大臣は、 ばならない。 第四条第二項 基 準を定め、 (第三 、農業資材審議会の意見を聴かなは第二項の政令の制定若しくは改、若しくは変更しようとするとき第三十四条第六項において準用する。

3 とするときは、 薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、 農林水産大臣及び の農林・ :水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しよう、若しくは変更しようとするとき、又は第二十五条 農業資材 環境 大臣 審議会の意見を聴か は、 第三 条 第 なけ 項 0 れ 規 ば 定 ならない。 に ょ ŋ 特 条 定

兀 条 議 性農薬に ようとするとき 0 V て、 第 + は、 八 条 環第

2 カコ 第六号又は る場合 又 は の意見を聴かなけれ を含 変更しようとするときは、 むは、 第七号に掲げる場 次 第四 項におい 条 第 ばならない 二項 て同じ。)の規定によ では、厚生労働大臣の公衆衛生の見地湾合に該当するかどうかの基準を定めて同じ。)の規定により第四条第一項(第三十四条第六項において準用す

3

大臣

は、

匹

条第

項

0)

規定に

より

回

条

第

項

第

六

号

又

は

検査方法を決定し、若しくは変更しよは改廃しようとするとき、又は第十四 審議会の意見を聞 そうとするとき、 第 かなければならない。 若しくは変更しようとするときは、 九 条 第 項 0 林 水産 条第三項に規 省令 を制 定する農薬 定 農業資材 若 L

かなければならない。は改廃の立案をしよう き、又は第十二条 する場合を含 .改廃の立案をしようとするときは、 環境大臣 む。 の 二 $\overline{}$ 0) 条 第一 第二 基 準 子を定め、一項(第十 項 ときは、農業資材審議会の意見を聴(若しくは第二項の政令の制定若しく)定め、若しくは変更しようとすると 十五 条の二第六 項に お て 準

3 するときは、農業資材審議会の意見と恵ったようにでいるとの農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようと一項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは第十二条第一の農林水産省令に変更しようとするとき、又は第十二条第 農林水産大臣及び環境 大臣 は、 第二条 第 項 0 規 定 に ょ ŋ 特

協 議

第 条第二項の きは、 十六条の一 環境大臣に協 の農林水産 農林 水 議 産 大臣 令を制定 若しくは L なけ は れば 廃 水 なら 質汚 止 しようとす 若しくは な 濁 性 11 農薬に 改 廃しようとすると るとき 0 て、 又は第一 公定 九

2 する場合を含む。 項第四 地め、 からの意見を聴かなけ 又は変更しようとするときは、 [号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定 む。 次項におい 一条第二 れば 項 ならない。 て同じ。)の (第十五条の二第六項に 厚生労働大臣の公衆: 規定により 第三条 お 衛 1 て 生 第 準 \mathcal{O} 用

(権限の委任) (権限の委任) (権限の委任) (権限の委任)	の の の の の の を 大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定 が が が が 大臣の権限並びに第二十九条第一項及び第三項の規定による農 産大臣の権限並びに第二十九条第一項及び第三項の規定による農 で で で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	第四十二条(略)	ければならない。 十分配慮するとともに、関係行政機関の長と密接な連携を図らなっては、農薬の安全性その他の品質の確保に関する国際的動向に第四十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律の施行に当た(国際的動向への配慮等)	大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない令・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働名、農林水産大臣及び環境大臣は、第二十五条第一項の農林水産省要な協力を求めることができる。 第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更第七号
新設)	(新設)	第十六条の三(略)	(新設)	臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣は、第十二条第一項の農林水産省令要な協力を求めることができる。 第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更

第四十五条(事務の区) 律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法四十五条 第二十九条第一項及び第二項の規定により都道府県が 務とする。

分

経 過措

第四十六条 この る経過措置を含む。 必要と判断される範囲内において、 場合においては、その命令で、 法 律 0 を定めることができる。 規定に基づき命令を その制定又は改廃に 所要の経過措置 制 定 Ļ 伴い 又 (罰則 は 改 合理的に に関 廃 する す

則

第 一 等三、写一記若しくは百万円以 四十七条 次の各号の 7下の罰金に処し、又はこれを併1号のいずれかに該当する者は、 所科する。三年以下 下 0 懲 役

- し若しくは加 第三条第一 項又は第七条第 工 し、 又は輸入した者第七条第一項の規定に違 反して農薬を 製 浩
- 用する場合を含む。)、 薬を販売した者 第十 第十八条第一項 六条の規定による表示をせず、 第二 $\overline{+}$ 第二十四条又は第二十 条 第三 干 又 は 兀 条第 虚 偽 五条第三 六 0) 項 表 元示をし に お 項 V のて て 規準 農
- 違反した者 定に違反した者 第十八条第二項 0 農林 水産省令の 規 定に ょ る 制 限 又 は 禁 止 に
- 五. 第十九条又は第二十三条第二 項の 規 定に ょ る 命 令 に 違 反 L た
- して都道府県知事の許可を受けないで水の第二十六条第二項の規定により定めら る農薬を使用した者 で水質汚濁性農薬に れた規則 則 の規 定 該 に 当違

す反

分

第 十六条の四(事務の区) 律第六十七号) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託型理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年)十六条の四 第十三条第一項及び第二項の規定により都道府県) 務とする。 事法が

(新設)

(新設)

第十七条(罰則) しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 (新設) 又はこれを併科する。 三年以 下 0) 懲

新設

- 条の二 第二 条第 第六項において準用する場合を含む。)、 項 第七条 第九条第 項 条 第 0) +(第十 条又は 五.
- 反した者 第九条第二項の農林水産省令の規第十二条第三項の規定に違反した者 規定による制限 又は 禁 止 に 違
- た者 第九条の二又は第十条の 兀 第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による命令に 違 反
- す 反して都道府県知事の許可を受けない る農薬を使用した者 第十二条の二第二項の規定により定めら で水質汚濁性農薬に れた規則の規 定 該に 当 違

役

若

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その	第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その
(新設)	の届出をした者三 第六条第五項又は第六項の規定による届出をせず、又は虚偽二 第六条第一項又は第十二条の規定に違反した者 しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者
(新設) (新設) ジーク 置金に 欠する	一 第五条第三項又は第六条第三項の規定による届出をせず、若
会に 条の二 条の二	罰金に処する。 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の
「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おけった」「おりまりまする。「おりますりまする。「おりまりまするようでは、「おりまりまする。「おりまりまする。	世界では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一月では、 一日では、
(新設)	三 第二十条又は第三十四条第五項の規定に違反して帳簿を備えず、又は虚偽の届出をした者 第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をせ
に違反した者	をし、又は申請をしなかった者 一 第六条第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出 若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役
違反した者 五 第十四条第一項から第四項までの規定による制限又は禁止に	に違反した者 七 第三十一条第一項から第四項までの規定による制限又は禁止

に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰る規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げ 金刑を科する。

る。)、 第四十七条第 第四号又は 号、 第五号 第三 号 (第十九条に係る部分に限る。) 号 (第十八条第一項に係る部分に 限

罰金刑 第四十七条(前号) (前号に係る部分を除く。) 又は 前二条 各本条

第 ても同様とする。の後、犯人以外の者が情を知ってその農薬を取得した場合にあり、犯人以外の者が情を知ってその農薬を取得した場合に持するものは、その全部又は一部を没収することができる。現五十一条(第四十七条の犯罪に係る農薬で犯人が所有し、又 た場合においができる。犯罪ができる。犯罪がある。

2 (略)

第五十二条 の違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以 第三十八条の規定による命令に違反した場合に 下 の過料に は、 処 す そ

号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行

に限る。)、質 0 第十七条(前号に係る部分を除く。)、第十八条又は第十八) 一億円以下の罰金刑 第二号又は第三号 一 号 (第二条第 項 (第九条の二に係る部分に限る頃又は第九条第一項に係る部分

各本条の罰金刑

第二十条 同様とする。
、犯人以外の者が情を知つてその農薬を取得した場合におい、犯人以外の者が情を知つてその農薬を取得した場合においるものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪二十条 第十七条の犯罪に係る農薬で犯人の所有し、又は一 においても犯罪の後

2

する。
その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の第二十一条 第十五条の六の規定による命令に違反した! 第十五条の六の規定による命令に違反した場合に · の 過 料 には、 処

$\overline{}$
傍線
1157
部
分
は
改
正
部
分
· /

改正案	現
植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には人のい。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及びなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入し製造するに輔フ者に、農薬に、いて、農本力産力目の	植物に害を及ぼすおそれがないこらない。ただし、その原材料に照受けなければ、これを製造し若し受・動資者の
「「「「「ででである」」では、「「でである」では、「「でである」であった。「できないである動植物をいう。以下同れば、「かっている」では、「できない」では、「「できない」では、「「できない」では、「) に見るにしてはコニントでは前へても続い、第1117日を産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」といれずに等する。
臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとし	の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四
を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第	定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令
	省令で定める場合は、この限りでな
省令で定める場合は、この限りでない。	
安全生その他の品質こ関する試験成績を記項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載	の也の品質に関する試験成績を記載した書類そのの申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び
四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める	四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定め
を提出して、これをしなければならない。この場合にお	を提出して、これをしなければならない。この場合において
験成績のうち農林水産省令で定めるもの(以下「特定試験	験成績のうち農林水産省令で定めるもの(以下「特定試験
産省令で定める基準に従って行われる試験(以下「基準う。)は、その信頼性を確保するために必要なものとし	産省令で定める基準に従って行われる試験(以下「基う。)は、その信頼性を確保するために必要なものと
試験」という。)によるものでなければならない。	試験」という。)によるものでなければならない。
一•二 (略)	文
適用病害虫の範囲(農作物等の生理機能の増進又は抑制に	適用病害虫の範囲(農作物等の生理機能の増進又は抑
用方法及び使用期限っては、適用農作物等の範囲及び使用目	使用方法っては、適用農作物等の範囲及び使用目
坡害坊止方去及び解毒方法人畜に有毒な農薬については、そ	農薬に
及び解毒方	

七六五 動 植 物 有 毒 な 農 薬に 0 1 7 は そ 0

除 0 貯 蔵 上 又 は 使 用 上 \mathcal{O} 注 意 事 項 第 兀 号 15 掲 げ る 事 項

十 三

げる事項を記 林水水 項を記載したの産大臣は、 登録次 登録票を交付しなければな録の申請に係る農薬を登録次条第一項の規定により登 はならない。
登録し、かつ つ、 否 す 次る場 掲 合

三 限 第二項第二号、 第八 号 及 第三号、 び 第 十 第 号に 四 号 掲 (被 げ 害 る 事 防 項止 方 法 に 係 る 部 分

四る。

 \mathcal{O} 拒

第 け 兀 れ かに該当すると ならない。 林 水産 大臣 は、 認 め かるときは、 前条第四項 項 同の 条審 \mathcal{O} 項 結 の果、 登 録 次 をの 拒各 否 号 ľ \mathcal{O} ない

〜 れ 四 ば

Ŧī. ・ る の のおそれがあるとき。 の被害防止方法を講じた 当該農薬を使用すると 用するときは、 た場合に お使 い用 ても際 Ļ な お 人前 畜 条 に 第 被 害 項 を 第 生 兀 ず号

されるとした場合に、その生活三号に掲げる事項についての申当該種類の農薬が、その相当・七 (略) 十かそ びその毒 使用 その 7に伴うと認み世化の相当日本 被 害が 著し め数 らに 11 ものとなる生活のとなる たる持续 植らににの れ 物の被の対する が 従下 する毒 あ いに ると 被 前 害多毒般条がく性的第 般条 発ののに 生場強使項 し合さ用第

げ る ŧ 0 0 ほ カゝ 農 作 物 等、 畜 又 は 生 活 環 境

各

七六五 水産 動 植 物 毒 な 薬 0 1 て は そ

 \mathcal{O}

남

農薬の 貯 蔵 上 又 は 使 用 上 \mathcal{O} 注 事 項

5

3 5 八

9 げる事項を記載した登録のを除き、第一項の登録の9 農林水産大臣は、次条3〜8 (略) 立録票を交付し 跡の申請に係る び条第一項の担 る農薬が規定に ればなる登録 より 登 立録を らない。かかい。 つ、 す 次るに場

掲 合

第二項第二号、 第三号、 第 八 八号及び 第十 号に掲 げ る 事

項

兀 略

一 け ず ~ れ れ でた場合においてもないでた場合においてもないであると認めるである。できる。 兀 認めるときは、三 同の 条審查 査 \mathcal{O} 項結 の果 登 録次 をの 拒 各 否 号

五. てもなお人畜に用するときは、 に 危 使 険 用 を及ぼす に 際 お危険 れ防 が止 あ方 るとを

き講

植物か物 書き及 が のらに記状 あると 被害が 対する毒は能の下に対 4 載能にの って、 多 発 生く性 前 のの般条

+(略)

前 各号 に 掲 げ る ŧ 0) 0) ほ か、 作 物 等、 畜 又 は 水 産 動 植

しの

ない

省令で定める場合に 植 物に害を及ぼ すお そ 該当するとき。 れ が あ る場合とし て農 林 水 産 省 令 • 環

2 産 前境 臣 第五 が 定 号に めて告示する。 掲 げる場合に 該当するか どう カゝ \mathcal{O} 基 準 は 林 水

3 第 どうかの基準は、環境大臣が定めて告示、一項第六号から第九号までのいずれかに する。 掲 げる場合に 該 当 す

録を受け た 者 \mathcal{O} 義

る

第

2 変更のあった事項が登録票の記載事項に該当する場合にあ内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出、る農薬の製造若しくは加工又は輸入を開始した日)から二は、その変更後の製造工程により製造された農薬原体を原 変更を生じた日 十二号又は第 の書替・ 害防 止 方法に 交付 項 !を申 (同 十三号に掲げる事項に変更を生じたときは、 \mathcal{O} 係る部 登 号に 請 明しなけ こてその旨を農林水産大臣に届け出、かつ、は加工又は輸入を開始した日)から二週間以工程により製造された農薬原体を原料とすらに掲げる事項に変更を生じた場合にあってりに掲げる事項に変更を生じたときは、その を 分を除 受け れば た < 者 ならない は、 同 第五号 条 第二 から第十二一項第一号、 号 0 ま第 て で、 兀 は 2

3 5 6

による変 更 0 登

て、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならな出して、変更の登録を申請しなければならない。この場合においためる事項を記載した申請書、登録票及び農薬の安全性その他の定める事項を記載した申請書、登録票及び農薬の安全性その他の定りででである事項を記載した申請書、登録票及び農薬の安全性その他の定りでである。)又は第二年第三号、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)又は第二年を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示といる。 出して、変更の登出要なものとして必要なものとしては関する試験 て、 十一号に掲げる事項を変更しようとするときは、二項第三号、第四号(被害防止方法に係る部分に 七

> 令で定める場合に該当するとき 物に害を及ぼすおそれがある場 がある場合とし 7 農林 水 産 省 令 環 境

> > 省

(新設)

2 カゝ , どう 前項 ^かの基準は、環境大臣が定めて告示する。〈第六号から第九号までのいずれかに掲げる る場合 該 当 す

る

、登録を受けた者 \mathcal{O} 義

第六条

に届け出、日)から二四 に届け出、かつ、変更のあった事項が登録票の記載事項に該日)から二週間以内に、その理由を付してその旨を農林水産、薬原体を原料とする農薬の製造若しくは加工又は輸入を開始じた場合にあっては、その変更後の製造工程により製造され じた場合にあっては、その変更後じたときは、その変更を生じた日から第十号まで、第十二号又は第 る場合にあ 第三条第一 っては、 項の登録 その書替 を受け 交付 た者 (同 十三号に掲げる事は、同条第二項第 を申請しなけ 号に掲げる事項に変 ればなら 項に立 な 更を 更 当大したを生生

3 (6

0

七条 農項の で 一条 第三条第一項(申請による変更の この場合において、特定試験成体水産大臣に提出して、変更のいの審査のために必要なものとし |項第三号又は第十一号に掲げる事項を変更しようとするとき条 第三条第一項の登録を受けた者は、その登録に係る同条 安全性その他の品質に関する試 農林水産省令で定める事項を記 ば なら |登録を申請しなければならで農林水産省令で定める資気を記載した書類そのま 載した申請書、登録 績 は、 基 準 適 合試 験 に 票 及び ょ る な料他 農 ŧ

のいを次薬は第

2

略

更 0 登 録 及 び 登 録 \mathcal{O} 取 消 L

第 九

2 は限に のの 係 1 る第 ずれ水 の登 質の か産に大 録 三条第二項 確 を取り 保に必 を取 大臣 は 消 第 要 すると認 すことができる。 十一号に 第三号、 な 前 限 条 度 第 に め四 るときは、1項の審査の お 第四 掲げる事 て、 号 (被 項を変 当 |該農 当 結 害 防 該果、農 及更する登2 の止方法に に 薬に 薬 につき、その登録の安全性そのない 録 係 ☆をし、 、分登の各 2

3 項を 変 防 当該農薬に生ずると認っ 第四号から第九号まで又は第十一号のされるとした場合においてもなおそのな被害防止方法に係る部分に限る。)に て いる農薬 成林水産. 更する登 するため必 止 方 つき、 法に が、 大臣 められるに その は、 録 係 かをし、 その る部 要があるときは、 登 前 頭に規 至った場合に 録 なに係 .係る第三条第二項第三号、きは、その必要の範囲内に る第三 定する場合)に掲げる事 条第二項 お 11 使用に伴 11 ずれ て、こ \mathcal{O} ほ か、 第 か って 三号現 れに 項 を ら規 内に 定する事 第四 遵 \mathcal{O} 及 に 事 守 び 登 態の 条第 して お 第 録 1 兀 を る事 て、 発態 使 号 受 生が項用 3

け限 の第 り水産 らなは 三条第二 理 生由を通知し、日したときは、 大臣 第十 には、 項第三号、 号に 前三項の規定により変 掲 げ る事 項を記む 一録を取り消すことができる。若しくは第十一号に掲げる東 を記載した た 一方法に 系を交付の係る部 し分に 変そ登

4

れ

なら

5

 \mathcal{O} 返

第 登 録 登 歌を受けた者 、次の各号の 一録票 (第二号に \mathcal{O} _{(前} い 該 条第三号の場合にずれかに該当する 当 す んる場 一合に は、 は場合 変更 合に 清 算は、 前 人 \mathcal{O} 第 は、 三条第 三 条 遅 第 滞 項な項

> 価 づく変 更 0 登 録 及 び 登 0 取 消 J

九

の品質の確保に必要な限度におのいずれかに該当すると認める農林水産大臣は、前条第四項九条 (略) すにのの 、る登録をし、又はその登録を取り消すことが.係る第三条第二項第三号若しくは第十一号に 図項の審査の おい て、 当 \mathcal{O} 当結果、 該 農薬につき、 **吟農薬の** 掲げる事 できる。 兀 安全 条 第 項そ性 のそ項 を 登の各 変 更绿他号

の登録を取り消すことが三号若しくは第十一号に 囲 ら規 7 を て 1内において、当該農薬につき、の事態の発生を防止するため必 定する事態が生ずると認められるに至った場合に第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号 遵守 農林水 いる農薬が、 して使用され 産 大臣 その は、 るとした場合に 登前 録 項 ☆に係る第三条☆に規定する場^ 掲げる事 できる。 その 要が 項 を変更する登録を の登録に係る第三条第二項があるときは、その必要のに至った場合において、こ おいてもなおその 常二項 合 \mathcal{O} ほ 頃第三号に掲げるはか、現に登録な -号 の 使用 11 又 は を 受 そ っ項け

登録票を交付しなければならない。 更後の第三条第二項第三号又は第十一 録を取り消したときは、遅滞なく、当 録を取り消したと 、変更の登録の場合にあってはなく、当該処分の相手方に対規定により変更の登録をし、 号に 掲 げる事項 を 記 は、 Ļ 又は し た変そ登

5

第 第十二条 次の各号の登録を受けた者の登録を受けた者の (第二号に \mathcal{O} 前い n条第三号のH いずれかに該业 該当 する場 一合に 場合に 当 「する は、 は、 変 更 清 算人)第 前 0 は、 三条 遅 第 滞 項な項

水十 が産大臣に近子一号又は第三号、第E 返第四 納九 号 し項 なけ 第三号に掲げる事項を記載 害 れ 防 ばならない 止 方 法 に 係 る部 分 に L 限 た登録 る。 票) 若 を < 農 は 林第

び 者輸又入 農薬 有は、その表示)

の規五限定 るとき

5

き 被 畜 防 に (育素) 止 方法及び解毒方法毒な農薬について V は、 そ \mathcal{O} 旨 使 用 に 際 L て 講 す

生活 環 境 動 植 物 に 有毒な農薬に つ いて は、 そ 0)

旨

除

<

九八七 農薬の (略) 貯 蔵 上 又 は 使 用 上 0 注 意 事 項 (第 六 뭉 に 掲 げ る 事 項 を

<u>+</u> 略

水 規 制

の農薬を水 一十六条 小質汚濁^灶 政府は、 上農薬の∉ 農政使 凝薬とし 今で、規用の規 て次指に 定掲 がげる要 する。 件 \mathcal{O} 全 て を 備 え る 種 類

略

下で 当該 るときは、一定 が 種 類 その 0) 農薬 0 使 汚 用 0 が 濁 気 相 象 当 ょ 伴 る名生 <u>|</u>うと 条 広 **条件、** 範 認 活 な 地 め地 環 められる公共用や地理的条件その地地域においてまり 境 動 植 物 \mathcal{O} 被 害水域 他 と \mathcal{O} ま 発 0) 自 0 水質の 生 て 然 的 使 条 用 か汚件さ

> た 第三号若しくは 登録票) を農林水産 第 + 一号又は 大臣に 返 第 納 九 項 L なければな第三号に関 なら 掲 げる事 な 項 を 記 載

するとき が、第三十四 が、第三十四 加表な エし、 示い をで又 条 四 し販は

人畜 『に有毒・ な農薬に 0 11 て は、 その 旨 及 び 解 毒 方

水産 動 植 物 に 有 毒 な農薬に 0 V て は、 その

九八七 (略)

農薬の 貯 蔵 上 又 は 使 用 上 0 注 意 事 項

十 +

水質汚濁 の規 制

一十六条 農薬を水 質政性 賃汚濁性農芸 政府は、政会 は、政会 令 用 薬 とし で、 次に て 指 定揭 でする。 だげる要 件 0 全 7 を 備 え る 種

類

(略)

生し、かつ、れるときは、 当該種質 類 その使用に伴うと認い、一定の気象条件、 0) 農薬が その 被 害 相 が 当 .著し 広 範 な V め地ら理 地 Ł 0 域 られる水産が埋的条件それ と なるおそれ こその **座動植物** まとま 他 が \mathcal{O} 自 の被 あ 0 然 7 る 害 的 使 が条用 又発件さ

法

るに か係 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 水 ず 利が か 用 で が あ 原い ること 因となって人畜に t \mathcal{O} となる おそれ 被が 害をある 生かず ず る 又 おは そそ れの が汚

2 つ必政の被じお区 以 要な 令 利 け 域 · で 定 るそ あ 用が に 該 道 おけ 都道に が 著 0 府 か 拼 \Diamond 原 し 汚 \mathcal{O} 県 る自 を い濁もに 水 じ 内 るところにより、これらの事態 因 使 知 府 一」に伴うと習る。 はなって人畜に被害を生ずるおそれがあるしまる生活環境動植物の被害が発生し、これに伴うと認められる公共用水域の水質 定 0 \otimes に 県 事 **ためることがでい使用についてめ都道府県知恵** お 0 質 はれ のとなるおそれがあるか、又よる生活環境動植物の被害がに伴うと認められる公共用水然的条件を勘案 汚濁 区 1 て、 域 前 内 性 項 に 農薬」とい 0 規 流則で、 ては、 におけ 事の できる。 規 定 たによ 許 る当該農薬 あ 可 地 , う。 でを受けるべき旨地域を限り、当該典 5 ŋ カュ を勘案して 一)に該 が して で の使 日 で さ れ た じ の 発 \emptyset 都 生を防 て、 道 用 当 た 府 のす水 そ 見 県 農 る 質 ると 知国薬 止 濁 かの の込 農汚 とみ、 雪の機関が ボーマン はっぱん こっぱん こうしん いっぱん しゅうしん しゅうしゅう はんしょう しんしょう はんしょう はんしゃ はんしゃく はんしゃ つ、 に 薬 事 汚 区 濁 き係 に 濁 域 協関がに は、 るそが内そつき薬 2

八林水 産 環 大 境 大臣 道事

の安全かつ適品環境動植物の独 +る て、 助 そ の農 の農大使林臣 導 そ 正 及 被 用 水 一な使 害、 0) に産 その 伴うと 他 臣、 用 水 \mathcal{O} 質の 生産 及びその 援 認環及が境が 及び都道戸 がられる人 がられる人 助 を 使 行 安全性その う んよう る人畜、一人の人畜、一人の人畜、一人の人畜、 に する 努 \mathcal{O} 農府の 他 汚 \otimes の品質の品質 る 染作県援 報を物知助の防等事 Ł 0 の提止若は لح する す 確 供 l 保 そ < る。 にのたは薬 関他め生に

督 処 分

· 一 条

2 略

3 を検 査 林 させ 水産 た結 大臣 果は、 その 薬 の定 品め 質、 る 検 包 査 登装等が不過方法に登 不 従 良 とな セ 0 ン タ| た た め、 農 農 薬

> 区域における自然的条は害を生ずるおその使用に伴うがつ、その被害が著しがつ、そのを用に伴うない。 きな、許可 かつ、その被害が著しいものとなおけるその使用に伴うと認められ区域における自然的条件その他の、当該都道府県の区域内における(以下単に「水質汚濁性農薬」と の許可を受けるべき旨で、地域を限り、当該農これらの事態の発生を防 都道. 生ずるおそれ あらかじめ かそ 府 使 知事 その は、 がある 都 汚 伴 その 使用 道 う があるときは、 府 前 に 農薬 防 汚濁に係る水の 県 に伴うと認 か係 認 (国 項 知 止 農薬」という。 0) 0) る 8 の使 事 0 するため 規 11 水 5 機関 となるおそれ 定 ず に \mathcal{O} n 角に る当 協 れ 0 に れ利 る る水 より が 8 条 議 か 用 公 か行う当該農薬の使用につきあらかじめ都道め必要な範囲内におい 件を すべ 6 であ 該 共 政 び を 勘案 して があるい 利用が原因となって人畜れる公共用水域の水質の 令で定め 用) に 該 き旨) 定され ること 因 水 とな 域 囲内において、切めるところにより を定 て、 当 た 0 水 被 す カゝ \mathcal{O} て 水 質 ためることが、 使用について 都道府県知恵 害そがの うる農 見 人畜 0 又 込 汚 汚 み、 は 発 区 薬 濁 に 濁 そ 生 域 に 被が し、内に り、 規 \mathcal{O} そ 害 生 つ農 き薬 で て事則 に 汚 区 にの

大臣 及 道

第 助安な産 ついて、その使用に伴二十八条 農林水産大臣、環境 安全かつ適正なる知識の普及、歴動植物の被害 導そ 算その他の 上では使用 害、 使用及びそのな 水質の汚濁 水質の汚濁 伴うと 援 大 境 助 を 行 認環 (用等に 又は うよ 安全性その め境び ら大都 う れ臣 土 で及びに存場 壊の ĺZ 関 す 努 畜、 他の 都道事 Ś 8 汚 情報の関 る 品質 農府県援 ŧ 0 質の確保に関すの提供その他ない。 物等事 知助 と す 若は、 る。 しく す そ 必は薬 るの要水に

監督処 分

一十一条

3 を 検 農 展林水産大臣 t 査させた結 果は、 0 定 0) 品 \emptyset る検 質、 包 査 装等 一方法に従 が 不 良 とな セ つ たた ター

作 物等、 当該農薬の 畜 販売又は生活 使用 環 境 を制植 |限し、又は禁止することが| |物に害があると認められる ると ってきる

4

とき、 り変更の登 ようとするとき するとき(同条第三項に 第三十 条第二項の農林水産 の 立 九条 若 は 変更 第三十一条第三項に規 しくは 四条第六項 案をしようとするとき、 · を 除 しようとするとき、 録をし、 変更 林水産-<u>\\</u> (同条第六項 しようとするとき) は、 大臣 若しくは登録を取り消そうとするとき、 において でいて準用する。これでは規定する場合を除く。これでは、第三条第一項の登録 省 令を制定し、 農業資材審議 、又は第三十四条第一項の登録を定する農薬の検査方法を決定し、 E 業資材審議会の意見を聴かにおいて準用する第三条第、又は第三十四条第一項の 、第七条第七項 (第三十四条。) の規定により変更の登録 会が軽微な事項の変更と認め 会が軽微な事項の変更と認め もくは第三項 (これらの規定 により変更の登録 を含む。) の規定によ が軽しようとするとき、第十 を含む。) の規定によ 第 録 制 れかなけれずの登録を いなけれず 兀 を定 条 L よう しく をし ば規 項

2 の 立 場合を含む。)の環境大臣は、第四 又は第二十六条第一 ばならな 案をしようとするときは、 基 条第三項 項 準 るときは、農業資材審議会の意見を聴かな、若しくは第二項の政令の制定若しくは改予を定め、若しくは変更しようとするときが三項(第三十四条第六項において準用す

ならな する場合

3

第 匹 十条 議

略

3

協議等

第 兀

農薬の販 物等、 (帝又は) 使水産 を制植 間限し、又は禁傷物に害がある .禁止することができる。 ると認め 6 れるとき は、

当

作

該

4

項 の これらの規定を第三十四条第六項に るとき、 するとき(同条第三項に規 条第三項に規定する場合を除 を決定し、 しようとするとき、 \mathcal{O} かなけ の規定により変更の登録をし、 変更と認める場合を除 変更の登録をしようとするとき(農業資材審議会が 第三十四条第六項において準用 廃の立案をしようとする 登録をしようとするとき 第十八条第二項の農林水産省令を制定し、 ればならない。 若しくは変更しようとするとき、 K林水産. 大臣 第三十一条第三 < °< °</l></l></l></l></l></l> 定する場合を除く。 \ \ \ \ \ \ \ \ (同) は、 条第六項において準用する 若しくは登録を取り消 第九条第二項若しくは する場合を含む。) 一項に規 おいて準用する場合を含 第 農業資材 項 さ、又は第三十四条規定する農薬の検索 一項の 0 政 令 登の 審 **農薬の検査方法** 若しくは改廃 議 録制 0 軽 七 を定 会 1を含む。以親定によの規定により 0) そうとす 条 L 若 Ļ 条 第 ょ 第 七 う < 項 ょ 項

る場合を含む。)の基準環境大臣は、第四条第 条第二 を定め、 項(第三十 若しくは . 四 条第六項 変更しようとする お て 準 と 用 な改き

2

け廃 ればならない。

の立案をしようとするときは、

農業資

材

又は第二十六条第一

項若しくは第二項

0

政

議会の意見を聴から

1十条 略

- 2 3 4の提供そのはお一項第六号1 生 準 条 7 のを第準 見定一用
- 要な協力を求めることができる。 他変更は 3
- 地め項す 2 環境大臣は、第四条第二項(第三十四条第六項において進要な協力を求めることができる。 2 供そのは第六号 生 準条で のを第準見定用

他変又は

地め項す